

タイトル	日本自動車産業と総力戦体制の形成（七）
著者	大場，四千男；OHBA, Yoshio
引用	開発論集(107): 15-51
発行日	2021-03-17

# 日本自動車産業と総力戦体制の形成（七）

大 場 四 千 男\*

## 目 次

- 一章 ヒットラーとドイツの大衆車構想
  - 1 ドイツの「大衆車構想」VW 車開発
  - 2 ドイツ自動車工業
  - 3 ドイツ自動車業界の再編成
- 二章 日本の「大衆車構想」
  - 1 日産自動車構想 浅野源七
  - 2 軍部の大衆車構想とビッグ・スリーの抬頭
  - 3 国産車メーカーとビッグ・スリーとの競争
  - 4 商工省の大衆車構想
- 三章 満州事変と陸軍の自動車政策
  - 1 戦争の自動車動員令
  - 2 陸軍の自動車政策——日露戦争
  - 3 陸軍の自動車政策——第一次大戦と総力戦体制
  - 4 軍需工業動員法と軍用自動車構想
  - 5 陸軍整備局の自動車工業助成策——中田佐一郎
  - 6 「軍用自動車補助法」と国産自動車産業の成立
  - 7 国産自動車メーカーの企業者群像
  - 8 関東大震災と輸入車黄金時代
  - 9 ビッグ・スリーの日本市場への参入
  - 10 日米合作運動と鮎川義介
- 四章 昭和期満州事変の自動車部隊編成と国産自動車の脆弱性
  - 1 日本GMの販売・金融組織
  - 2 日本フォードの販売・金融組織
  - 3 自動車市場と国産自動車の衰退
  - 4 満州事変期陸軍省の自動車動員政策——熱河作戦と伊藤久雄
  - 5 商工省の大衆車構想と岸信介、小金義照（第101号）
- 五章 商工省・鉄道省の自動車政策
  - 1 近代的輸送網への始動——鉄道からトラック・バスへの転換
  - 2 大衆車時代の発達——近代的都市と近代的交通機関の内的連結
  - 3 総力戦の方針と農商務省の資源調査政策
  - 4 総力戦の方針と商工省の設立——米騒動の歴史的意義
  - 5 商工省の産業政策と総力戦の準備
  - 6 商工省の自動車政策——標準型式自動車の製造
  - 7 満州事変の軍用自動車部隊と総力戦における自動車動員問題

\*（おおば よしお）北海学園大学開発研究所特別研究員

- 8 標準型式自動車の共同生産と鉄道省の技術指導
- 9 鉄道省の自動車政策 —— 標準型式自動車の採用とバス事業の開始
- 10 ディーゼルエンジンの開発と輸送の大型化・高速化（第 102 号）
- 第六章 総力戦体制の再編成と満州支配
  - 序
  - 1 後藤新平の満鉄総裁就任と国家経済主義
  - 2 対支 21ヵ条要求と国家経済主義
  - 3 西原借款と国家経済主義
  - 小括（第 103 号）
- 第七章 第一次世界大戦の総力戦と日本陸軍の総力戦構想
  - 1 総力戦体制の起点と陸軍三人組
  - 2 小磯国昭の総力戦構想と「国防資源」論
  - 3 田中義一の総力戦構想と(甲)支那視察と日支親善外交の推進, (1)「対支経営私見」及び(2)「日支製鉄事業の共同経営に就て」
  - 4 (一)寺内正毅の総力戦構想と朝鮮総督  
(二)寺内正毅の支那借款と東亜総力戦体制  
(三)寺内正毅の軍用自動車補助法と軍需工業動員法による総力戦体制の形成（第 104 号）
- 第八章 軍用自動車補助法と軍用自動車の満州事変への動員
  - 1 満州事変から太平洋戦争への歴史的过程
  - 2 満州事変と関東軍自動車部隊の活躍
  - 3 満州事変における熱河作戦
  - 4 満州事変における河北境界方面作戦（第 105 号）
- 第九章 軍用自動車補助法の改正と輸送革命
  - 1 軍用自動車補助法の改正と輜重兵部隊の機械化=自動車編成
  - 2 自動車の輸送革命と国産化運動
  - 3 自動車価格の動向と小運送業への自動車の影響（第 106 号）
- 第十章 国防国家と総力戦体制
  - 1 大正一昭和初期国防国家と総力戦体制
  - 2 総動員準備中央機関の変遷と国防国家強靱化過程
  - 3 総動員計画と資源の保育政策
  - 4 日満支の総力戦体制と国防国家強靱化政策

## 十章 国防国家と総力戦体制

### はじめに

土屋喬雄は『日本国防国家建設の史的考察』で明治維新国家の成立を「国防国家」の建設であると位置づけている。日本の進路は対外要因の危機に対応すべく対内政治を決定づけられるのである。この対外要因の危機がとりわけ、中国でのアヘン戦争による領土分割と植民地化の悲惨な状況の前に、徳川幕府と薩長雄藩を震えあがらせ、日本は対抗策として国防国家への建設を採用することを余儀なくされる。この対外的危機に対応するため、徳川幕府は函館、下田の開港、和親条約、通商条約を次々と締結し、世界経済の一環に編入されるのである。他方、薩長雄藩は徳川幕府を倒して、万世一系の天皇制国家を国防国家として建設し、欧米列強に対して独立国家の地位を維持することで対外危機を乗り越えようとする。明治維新は対外的な欧

米列強の日本進出を対内的に国防国家の建設で対応するため、天皇制絶対王政によって国家強靱化を計ろうとする上からの半封建的市民革命として発生するのである。

この明治維新の国防国家建設は、その後(1)伊藤博文によって立憲主義に立脚する明治憲法の制定（欽定憲法）によって天皇大権に支えられ、さらに、(2)第一次世界大戦の中で大隈重信による対支 24ヵ条の要求で中国（支那）、満州を日本の生命線として展開させ、その結果、世界五大強国の一つとして世界に登場するほどの国防国家に帰結させるのである。しかし、近衛文麿は北支事変から日中戦争へ拡大する中で国防国家を総力戦体制の中心に位置づけ、国家総動員法に基づく高度国防国家体制へ発展させようとする。そして、この高度国防国家体制を確立し、大東亜戦争を開始する東条英機は八紘一宇思想に基づいて東亜共同体の中心に天皇制を据えようとするが、敗戦を余儀なくされ、その結果、明治維新の国防国家もついに消滅するに至るのである。

このように明治維新から昭和 20 年 8 月 15 日の第二次世界大戦の終りまで日本の運命を左右したのは明治維新の国防国家体制であった。その中枢となったのが万世一系の天皇制であり、明治天皇は上からの市民革命の担い手として登場した。しかし、第二次世界大戦でのポツダム宣言受諾によってアメリカ軍、とりわけマッカーサー將軍の主権在民による昭和憲法の成立は下からの民主主義革命として生じる。この結果、絶対王政の天皇は現人神から人間宣言によって近代的立憲君主制へ移行し、象徴天皇として再出発することになるのである。

近代日本史を特徴づける明治維新から昭和 20 年敗戦までの 78 年間の歴史はまさに万世一系の天皇制による八紘一宇の国防国家から高度国防国家＝総力戦体制への発展過程すなわち、国防国家強靱化過程であったと言える。とするなら、国防国家—高度国防国家—総力戦体制への歴史はどういう経路を跡<sup>たど</sup>って発達したのであろうか。この国防国家—高度国防国家—総力戦体制への発達経路を明らかにするのが本稿の課題となる。

## 1 大正—昭和初期国防国家と総力戦体制

### (1) 国防国家と自動車産業の背景

自動車産業が総力戦の中心に位置づけられ、重要産業として確立されるのは、満州事変を契機とする準戦時体制に入ってからであり、昭和 11 年の「自動車製造事業法」は、その現われである。

次の支那事変を境とする戦時体制への移行は、アメリカのピック・スリーを我が国の自動車市場から駆逐し、代りに国策会社としてトヨタ、日産、いすゞの所謂国産三社を発達させるのである。この戦時体制期において、これら民族資本の国産三社体制は、軍需に支えられて「大衆車」の大量生産体制を展開させ、自動車産業の寡占構造を確立させるのである。

陸軍が自動車産業を総力戦の中心に位置づけたのは、第一次大戦での総力戦構想においてである。この総力戦構想は、資源局の立案した昭和 11 年の「第二次総動員期間計画」において体系化される。第二次総動員期間計画では、平時と戦時の総合的産業需給関係を割り出し、両

者の間に相当な需給のアンバランスを生じさせることからその補填対策（＝生産力拡充計画）を立案する。さらに、この総動員計画は、軍需工業の基礎となる重要産業として鉄鋼、化学、工作機械、石炭・石油、自動車等を平時から育成することを政策課題として取り組もうとする。

陸軍は、大正7年の「軍需工業動員法」に基づく総力戦構想の一端である大正9年の「陸軍軍需工業動員計画の策定」から昭和11年のこの第二次総動員計画の策定まで約16年かけて総力戦構想とその具体化に取り組み、と同時に、重要産業としての自動車産業の確立に努めるのである。

大正9年から昭和11年にかけての16年間に大衆車の大量生産を行なう自動車産業の発展条件がようやく出揃うのである。その自動車産業の発展条件とは、第一に、陸軍の総力戦構想と自動車産業の確立方策の展開、第二に、自動車を総合工業として成立させる供給構造の発展、具体的には重化学工業化と中小企業群の発達であり、第三に、「大衆車」を需要する「中産階級の経済機構」の発達等である。

## (2) 大正期総力戦構想と自動車産業

我が国での最初の総力戦構想は、日露戦争後の「戦後方針」を巡る国防方針とその所要兵力の策定が最初と考えられる。参謀本部歩兵中佐田中義一は、明治39年に「戦略と政略の一致、兵備と経済の緩和」に基づき陸軍兵力を算定した。田中義一は、ロシアの極東兵力を55師団と想定、陸軍兵力を45師団（常設20、第一種の予備20、第二種の予備5）と判断し、その編成準備を長期計画に基づき推進することを山縣有朋に提案した。参謀総長山縣有朋は、既に明治38年8月に「戦後経営意見書」を陸軍大臣寺内正毅を通して桂太郎内閣に提出していた。これら提案を受け、参謀総長奥保鞏、海軍軍令部長東郷平八郎は、40年2月に「帝国国防方針、国防ニ要スル兵力、帝国軍ノ用兵綱領」を西園寺公望内閣に提案し、4月の元帥府会議で決定された。この帝国国防方針は、第一に、帝国軍の兵力数は「我国ノ財政ヲ顧慮シ」て決め、第二に、「自今マスマス資源ノ培養ニ努メ」て所望の兵力数に達することを軍戦備の課題とするのである。この国防方針は、途中変遷を辿るが、基本的には昭和20年迄の軍事戦略と軍戦備の基本方針として貫かれるのであった。国防方針は、次の3点に要約される。

- (一)、帝国ノ国防ハ攻勢ヲ以テ本領トス
- (二)、将来ノ敵ト想定スヘキモノハ露国ヲ第一トシ米、独、仏、諸国之ニ次ク
- (三)、国防ニ要スル帝国軍ノ兵備ノ標準ハ用兵上最モ重要視スヘキ露米ノ兵力ニ対シ、東亞ニ於テ攻勢ヲ取り得ル度トス

帝国国防方針は、陸軍常設25師団とした。これは田中義一の常設20師団案を上廻り、明治39年の常設17師団の大幅増員とその軍戦備充実を要求するものであった。海軍は、戦艦2万屯8隻、装甲巡洋艦1.8万屯8隻を主艦編成とした。

この帝国国防方針は、対ソか対支か、つまり「北守南進」か「南北併進」かの選択を迫られる昭和 11 年の「帝国国防方針」と「帝国軍ノ用兵綱領」に引き継がれ、不拡大方針の背景となった。昭和 11 年の「帝国軍ノ用兵綱領」は、「帝国軍ノ作戦ハ国防方針ニ基キ陸海軍協同シテ先制ノ利ヲ占メ攻勢ヲ取り速戦即決ヲ図ルヲ以テ本領トス」る、所謂日露戦争型戦略を採用した。

「速戦即決」が帝国軍の伝統的戦略となり、定着したことは、満州事変以降の「一五年戦争」とその帰結を既に予想させるものとなり、総力戦を経済力の動員としてよりむしろ精神力の動員とする日本的総力戦を特質づけるのであった。

第一次世界大戦は、ヨーロッパ諸国の国家経済力を総動員して大正 3 年から 7 年まで 4 年の歳月をかけた長期戦、持久戦となった。そこで、陸軍は、近代的総力戦の実態調査を通して総力戦構想を策定し、その制度化を緊急課題とするのである。総力戦に関する調査研究は、大正 6 年 9 月砲兵少佐鈴木村吉一の「全国動員計画必要ノ議」を初めとして、臨時軍事調査委員会の「参戦諸国の陸軍に就て」（大正 6～8 年）、歩兵少佐小磯國昭の「帝国国防資源」（大正 6 年 8 月）、陸軍中将吉田豊彦の「軍需工業動員ニ関スル常識的説明」（大正 15 年）等に集約されている。

ヨーロッパ諸国の国家総力戦に関するこれらの調査研究は、重要産業として且つ軍需工業としての二面性を有する自動車産業に対しても深い関心を示すのである。殊に、臨時軍事調査委員会がヨーロッパ諸国の国家総力戦の実態を重点的に調査したことは、「参戦諸国の陸軍に就て」の次の目次構成から窺える。

#### 参戦諸国の陸軍に就て（第五版）

##### 目次

- 第一 交戦国兵員統計
- 第二 交戦国兵器統計
- 第三 列強国の航空に関する統計
- 第四 各国自動車統計
- 第五 欧洲戦場に於ける自動車及「タンク」統計
- 第六 交戦国軍用自動車揮発油消費日量統計
- 第七 交戦国普通鉄道統計
- 第八 欧洲戦に於ける列国船舶統計
- 第九 交戦各国内総馬数及戦場使用馬数統計
- 第十 各国戦費統計 其一
- 第十一 各国戦費統計 其二
- 第十二 国家総復員の概況
- 第十三 国防上より見たる産業
- 第十四 兵器の趨勢
- 第十五 航空界の趨勢
- 第十六 航空機に対する空中防禦

- 第十七 通信の概況
- 第十八 欧洲戦と要塞
- 第十九 英, 米, 仏及独国の馬政
- 第二十 軍用動物の概況
- 第二十一 欧洲戦役が陸軍衛生に及ぼしたる影響
- 第二十二 給与及救護
- 第二十三 結 論

第一次世界大戦に於ける「各国自動車統計」, 「欧州戦場に於ける自動車及タンク統計」を中心にして要約したのが次の図表-1である。

図表-1 「第一次大戦中の使用兵器数—1917(大正6)年」

兵器 国別	兵数 (人)	軽機関銃 (1)	重機関銃 (2)	火炮 (3)	迫撃砲 (4)	第一次大戦 中の製造飛 行機数	1917年 一般自動車	軍用 自動車	戦場での 軍用自動車	戦車 (タンク)	日製 砲弾数
イギリス	524,000	37,000	5,500	7,000	2,100	49,070	568,000	152,000	イギリス アメリカ フランス ベルギ } 267,000	イギリス アメリカ フランス } 3,300	290,000
ドイツ	915,000	35,300	15,700	13,500	5,900		105,000	60,000	ドイツ オーストリア } 80,000	1,000	
フランス	565,400	24,400	12,200	11,600	4,100	67,995	126,200	100,000			310,000
オーストリア	705,000	11,100	7,400	7,600	2,800		25,400	20,000			
アメリカ	367,000	81,000	7,000	5,600	500	13,592	5,945,500	95,000			
イタリア	405,000	4,400	7,800	7,300	3,900		35,000	10,000			100,000
ロシア							27,900	15,000	15,000		
日本	大正9年 動員計画 35師団 1,506,555	小銃 500,000	機関銃 1,112	火炮 1,628		馬 331,328	5,700	300			大正7年 同額野砲弾 100,000

火力兵器構成100% (軽機関銃50% 重機関銃21% 火炮21% 迫撃砲8%)  
 出典) 「陸軍軍需動員」(1), 19~27頁より作製

この図表-1「第一次大戦中の使用兵器数」に依れば, 第一次大戦の総力戦は, 重火器類 (軽機関銃, 重機関銃, 火炮, 迫撃砲), 飛行機, 及び, 車両 (軍用自動車, タンク) の大量使用と大量消耗とで展開されていたといえる。

この図表-1で欧米諸国の一般自動車と軍用自動車数を比較すると, 大正6年でアメリカは一般自動車595万台, 軍用自動車9万5,000台, イギリスは56万台, 軍用自動車15万2,000台, フランスは12万台, 軍用自動車10万台, ドイツは10万台, 軍用自動車6万台等であった。一方, 日本は一般自動車5,700台, 軍用自動車300台で, アメリカの一般自動車数の0.1パーセント未満, イギリスの1パーセント, フランスの4.5パーセント, そして, ドイツの5パーセント, 最下位オーストリアの22パーセントの自動車保有率であり, 軍用自動車に関しては比較の対象にはならないほどの少数である。

欧米諸国が第一次大戦で国家総力戦の中心に自動車を位置づけたことは, わが国の陸軍の軍

戦備と総力戦構想に深い影響を与えた。臨時軍事調査委員会は、第一次大戦に対する「戦後方針」として第一に、「現代戦争の要求に適する如く、国家総動員の準備を整へ」、第二に、「国軍の編成装備を改善し」、第三に、「産業の発達を図り、経済戦に於て優勝の地位を獲得する」（「陸軍軍需動員」(一)、30頁)ことを求めている。

陸軍は、この委員会報告を受け、第一の国家総動員体制とその準備に入るべく大正7年の「軍需工業動員法」の制定に取り組み、総動員準備中央機関である軍需局を内閣の下に大正7年6月に発足させた。

第二の「国軍の編成装備を改善」する提言は、陸海軍の軍戦備の近代化と機械化を推進させ、部隊編成を一新させた。陸軍は、大正4年に航空第1大隊（2中隊保有機24機）、無線電信中隊を創設、軍用自動車試験班を新設し、6年には航空第2大隊、歩兵連隊機関銃隊を追加、7年に「騎兵旅団機関銃隊、東京湾・由良重砲兵連隊、下関重砲兵大隊、鉄道第2連隊、電信独立大隊、航空第3・第4大隊、自動車隊」を新設、4年から6年の一連の軍備改変を通して、重火器、航空、自動車隊（第1師団）を中心に編制替えを行ない、以後においても部隊編成の改善に取り組むのであった。他方、海軍は、大正7年の国防整備案に基づき八八艦隊を主編成とした。

委員会提案のうちその実現を最も困難とされたのは第三の軍需工業の保育と重要産業の発達を図ることであった。鈴木吉一が起案した「全国動員計画必要ノ議」は、欧米と比べ日本の立ち後れについて危機意識を次のように述べている。

「全国動員ノ大事業ニ至リテハ未タ何等計画ノ体现セルモノアラス 特ニ我工業界ノ如キ平時国防充実ニ伴フ軍需諸品ノ整備ニ対シ充分之ヲ供給スルノ能力ナク其ノ大部ハ之ヲ限リアル官設工業ノ製作力ニ俟チ而モ尚且其ノ一部ハ之ヲ外国ノ市場ニ仰カサルヘカラス」（「陸軍軍需動員」(一)、46頁）

鈴木吉一は、第一に、全国動員計画の欠落、第二に、我が国工業界の軍需を「供給スル能力」の不十分さ、第三に、「外国ノ市場ニ仰」ぐ軍需工業の脆弱さを取り上げ、その対策に取り組むことを帝国軍の根本方針として提案するのである。

陸軍は、大正5年の砲兵工廠条例改正後、弾丸、車両、革具等を製造する小倉兵器製造所と、大砲用薬莖を製造する名古屋兵器製造所を新設した。次の大正7年の砲兵工廠条例改正では、大阪砲兵工廠（火砲、弾丸の製造）の民間指定工場の利用と製造指導を条文化し、ここに軍用保護自動車をガス電を始めとする7社に委託注文し、また国産自動車産業の育成に乗り出すのであった。ちなみに、この7社とは、ガス電、三菱神戸造船所、川崎造船所、大阪鉄工所、奥村電気商会、大阪発動機、岸太一製作所等である。その後、各工廠は、技術、機械、部品製造を国産自動車メーカーに供給し、或いはその指導に乗り出すのである。そこで陸軍は、民間の軍需工業の生産能力、製造設備を向上させ、軍戦備のレベルを引き上げ、軍備の近代化、機械化を実現することを緊急課題とした。このため、陸軍大臣田中義一は、大正9年に臨



時軍事調査委員会のメンバーを母体とする作戦資材整備会議を発足させ、民間の軍需工業を動員して軍戦備、とりわけ作戦資材の整備と補給品を充実し改善する統一的計画の策定を命じた。この作戦資材整備会議は、軍戦備の充実と長期計画的整備に乗り出し、さらに、民間の軍需工業の育成策を検討した。この委員会案に基づき、陸軍大臣宇垣一成は、作戦資材整備会議を整備局に改組し、軍縮を背景にして軍戦備の合理化、機械化を整備局の検討課題にさせ、この立場から民間の軍需工業の育成策を推進させた。以後、陸軍整備局は、「軍需工業動員法」及び「軍用自動車補助法」の担当を通して、陸軍軍戦備の充実と長期計画的整備を、さらに、軍用自動車、大衆車メーカーの確立策である自動車政策を、陸軍自動車学校、陸軍技術本部との連繋の下に推進するのである。ここに、陸軍の自動車政策を軍需工業、さらに総力戦構想との関係から実施する担い手が組織されるのである。陸軍整備局は、「軍用自動車補助法」に基づく国産自動車産業の確立を目指す自動車政策を実現させる担当組織となり、国産自動車メーカーの育成を最初に試みるのである。

大正14年4月に発足した商工省工務局、そして、大正15年10月に設置された陸軍整備局は、産業上及び国防上の観点から自動車政策を推進させ、自動車産業の育成を共管するのであった。そして、自動車産業の共管は、戦時体制期の昭和20年6月に軍需省機械局から陸軍省整備局へ自動車行政を移管させ、陸軍省整備局の下で自動車の運輸と生産の行政一元化を達成させるのである。しかし、陸軍省整備局の自動車政策は、ここにその完成を見たものと言えるが、既に敗戦寸前の時であった。

我が国の軍需工業が、陸海軍の工廠、造船廠と民間工場とを両輪にして発達したことは前述したが、これは一方で民間工場の軍需品生産に関する調査、管理、統制方法を政府の行政業務にさせ、民間工場の軍需品生産の発達、自給自足化、輸入代替、奨励、育成を政府の産業政策にさせることを意味することになるのである。すなわち、政府は民間工場の軍需品生産能力調査及び民間の軍需工業育成制度を通して経済に介入し始める。特に、陸海軍の経済への介入を本格的に開始させたのが大正7年の「軍需工業動員法」及び「軍用自動車補助法」であったことは既に述べたところである。

総力戦構想の中心課題は国家総資源を軍需品生産へ動員することであるが、これら国家総資源の動員は、陸海軍の権限を超えた政府の統轄権限となる。政府は、「軍需工業動員法」を運営するために、第一に、国家総資源を統轄する総動員中央機関を設置することを余儀なくされる。さらに、第二に、総力戦構想は、国家総資源の保持と開発を行ない、平時と戦時の供給力の差を無くすことを課題とし、平時での国家総資源の保育策を不可欠とさせることになる。

「軍需工業動員法」は(1)総動員中央機関（軍需調査令の統轄機関を兼ねる）、(2)資源の保育政策の二点を中心にして実施され、これを担当する官制は(イ)軍需局、(ロ)国勢院、(ハ)農商務省、(ニ)商工省、(ホ)陸海軍軍需工業動員協定委員会、(ヘ)資源局へと変遷と発達を見るのである。国家総動員中央機関は、この変遷を通して政府の経済への介入を本格化させ、平時から準戦時、さらに戦時体制への移行を計るのである。

## 2 総動員準備中央機関の変遷と国防国家強靱化過程

### (1) 軍需局（大正7年6月～大正9年5月）

第一次世界大戦と、大正7年のシベリア出兵に対応する戦時体制と動員を図ることが政府の緊急課題とされた。陸海軍は、明治40年の「帝国国防方針、国防ニ要スル兵力」の改訂作業に入り、7年に新国防方針を作製した。そこで参謀総長閑院宮載仁親王と軍令部長島村速雄は、5月この新国防方針を上奏し、勅令を得た。新国防方針は、陸軍の戦時40師団、海軍の八八艦隊編成に見合った軍戦備を整備することを内容とするのであった。戦時兵力40師団が必要とする軍需品の生産と補給は、平時19師団の軍需品生産能力をはるかに上廻り、その供給を困難にさせていた。平時19師団と戦時40師団の軍需品生産能力の乖離＝ギャップを埋め、平時から戦時へ工業動員を図るのが総力戦構想であり、それを具体化したのが「軍需工業動員法」である。

大正7年4月に制定された「軍需工業動員法」の総力戦構想と国家総動員計画を策定する行政作業は、陸海軍の行政範囲を上回り、国家行政全体に関係するため、内閣直属の中央機構の設置を不可欠とした。このため、寺内正毅内閣は、大正7年6月、国家総動員中央機関として軍需局を発足させた。軍需局は、「内閣総理大臣ノ管理ニ属シ軍需工業動員法施行ニ関スル事項ヲ統轄ス」るのである。

寺内正毅は、軍需局の設立に際し、次の2点を指摘し、国家総動員計画の策定を推進させるのである。第一は、工場動員の広範囲さ及び各省庁の間での事務担当の煩雑さである。つまり、「工場動員ノ事タル其ノ範囲極メテ広汎ニシテ」「総テノ工場及事業場ニ及ホシ関係官庁甚タ多クシテ、之カ調査計画ノ統一機関ヲ特設スルニアランハ法ノ運用ハ全ク期シ難シ」と考えられ、寺内正毅は、軍需局が各省庁の統一機関として発足する由を明らかにした。第二点は、軍需工業の保護育成政策の推進である。つまり、「総テノ工業能力ヲ増進シ所謂軍需品ノ自給自足ヲ図ルヲ以テ急務トス」る。ここに、寺内正毅は工業動員の観点から軍需工業の自給自足とそのための保護育成を図ることを軍需局の急務と認識したのである。

これらの二点を主務事項とする軍需局は、陸軍工政課が軍需工業動員法に基づいて「民間工場資本金五万円以上工場」の設備、製造力の調査を行ない、同様の工場事業場に関する臨時調査を大正8年に実施した。次いで、軍需局はこの工場事業場の臨時調査を踏まえて、民間工場、官庁の民需、軍需とその資源に関する総合調査に取り組んだ。この資源調査が国力調査にも匹敵する広汎なものなので、軍需局は調査推進のため「軍需調査令」の立案を行ない、大正8年12月に施行した。

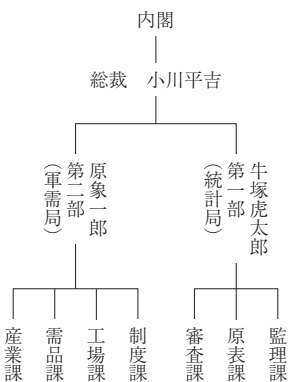
「軍需調査令」は、工場、事業場、船舶、鉄道、軌道、輸送設備、電力設備等での人員、製造設備、生産能力、機械数、原材料、動力等について毎年12月末日現在の状況を翌年2月15日迄に地方長官に報告させ、これを軍需局で整理し、国家総動員計画の策定資料とするのである。軍需調査令は、その後、昭和4年の資源調査法と資源調査令とに受け継がれ、国家総動員計画の基礎を固める役割を果たした。

## (2) 国勢院（大正9年5月～大正11年11月）

軍需調査令は、国家資源の総動員とその物動計画の策定を軍需局に取り組みさせることになるが、これら調査範囲の拡大と総動員業務は、軍需局の軍需工業動員を中心とする従来の事項をはるかに上回り、軍需局の拡大強化を要求するものとなった。これを受け、政府は、軍需局の拡充強化を図るべく内閣統計局と軍需局の統合に乗り出した。原敬内閣は、大正9年5月に内閣統計局と軍需局を統合した国勢院を設置し、総動員中央機関として位置づけた。さらに、国家総動員計画とその準備を進めるには、以前より増して各省庁に総動員関係の調査と行政事務を委任することとなり、且つそれらを統轄することを不可欠な課題としたのである。そこで、原敬内閣は、国勢院を統轄する内閣総理大臣の職権拡大案を検討し、その結果、8月に勅令「内閣総理大臣ノ職権ノ件」を制定した。この勅令は、「内閣総理大臣ハ軍需工業動員法ノ施行ニ関スル事項ノ統轄ニ付必要ナル命令ヲ発シ又ハ関係各庁ニ対シ指揮命令スルコトヲ得」ることであり、ここに初めて内閣総理大臣は、「関係各庁ニ対シ指揮命令スル」ことを可能にされるのである。

国勢院は、次の図表-2に示される組織と人事で発足した。この図表-2に依れば、内閣統計局が、第一部、そして軍需局は第二部となった。第一部長は、行政裁判所評定官の牛塚虎太郎であり、第二部長は、軍需局長原象一郎であった。そして、総裁には小川平吉が就任した。

図表-2 「国勢院の組織」



出典)「国勢院処務規程」より作製

国勢院が主要に取り組んだ問題は、第一に軍需調査令の調査原表と統一様式の作整、第二に各省庁への総動員関係の資源調査依頼とその行政事務の委任事項、第三に軍需工業育成政策等であった。国勢院は、各省庁への総動員調査事項とその行政委任事項の範囲と調整を巡り、1年半以上かけて「軍需工業動員法施行ニ関スル各庁関係業務綱要取極案」をまとめ、内閣へ提出した。高橋是清内閣は、大正10年11月これを閣議決定し、その実施を国勢院に要請した。これを受け、国勢院は、軍需工業動員計画の策定に入った。が、国勢院は行政整理の一環とし

て大正 11 年 11 月に廃止されることになった。

### （3）農商務省（大正 11 年 11 月～大正 14 年 4 月）

国勢院の廃止に関しては、「行政整理ヲ計ル為」を理由とされ、さらに、「国勢院カ余リニ手ヲ広ケ過キ各庁ノ主管業務ニ迄立入りテ統制ヲ為サントシ厭気サシタ」（「陸軍軍需動員」(一), 151 頁) 結果と見なされた。松井春生は、国勢院の廃止理由のもう一つの原因として国勢院第一部と第二部の対立について触れ、「平和官庁との間にやっさもっさがあって、一時研究というか準備機構を作ろうということと言い争って」、その上、「内部に軍需局と統計局のゆき方の二つの極があってその中でしのぎを削って内部的な争いがあった」（前掲史談会速記録(一), 34 頁）と指摘した。国勢院の廃止は、大正 9 年の恐慌と不況の長期化、11 年のワシントン軍縮条約に基づく陸海軍の軍縮、護憲運動、労働組合運動、普通選挙運動等と表裏一体の関係で生じたものと考えられる。陸軍の河辺虎四郎は、大正末期に一般化した「デモクラシーと軍縮とは、ほとんど無批判、無検討に国内の支配的風潮となった」ため、「国防の要諦を把握し得なかったことである」（「大本営陸軍部」(一), 269 頁）と指摘する。特に、軍部への批判が、平和、デモクラシー、軍縮への動きとなった。これらの動きを加速させたのは、「二十一カ条要求の拙劣生硬な外交の失敗、および、出師目的の明確でないシベリア出兵が、結局無名の出師として終わった」（河辺虎四郎の手記）ためである。

平和、デモクラシー、軍縮、そして、大正 9 年以降の恐慌と不況の長期化等が国勢院の廃止原因となり、さらに、次に設立される昭和 2 年の資源局の国家総動員計画の策定にも影響を与えるのである。特に、総力戦構想（トータル・ワー）が平和官庁に馴染まなく、対立を深めたことは、「各庁関係業務綱要取極案」のとりまとめ作業で述べた所でもある。すなわち、小川平吉は、原敬への報告に際し、取極案での国勢院、陸海軍、平和官庁との間の対立について「一字一句重大な争議をひき起こし、研究日を重ねるに従い、論議百出して幾度か帰一収拾できないような状態に陥」ったと指摘する。こうした特異な事情を背景にした国勢院の廃止は、その後の国家総動員計画の策定と国家総動員中央機関の設立を遅らせ、弱体化させる原因ともなったのである。

国勢院の廃止に伴ない軍需工業動員法は、一時陸海軍の共管となり、大正 12 年に発足した陸海軍軍需工業動員協定委員会の掌握するところとなった。他方、軍需工業動員法を支える二本柱、すなわち、(1)軍需調査令と(2)軍需工業育成事務は、農商務省に移管された。

そこで、陸軍次官白川義則と海軍次官井出謙治は、大正 12 年 3 月、農商務次官岡本英太郎に、陸海軍の要望を伝えたが、その内容は以下の 3 点に要約される。

- (一) 軍需調査令に基づく調査は引続き行ない、その調査統計を陸海軍省に転送すること。
- (二) 軍需調査令による諸調査票は陸海軍省へ転送すること。
- (三) 軍需工業育成と研究奨励は引続き継続すること。

等であった。陸海軍は、農商務省に続き、地方長官に軍需調査令の実施を要望した。陸軍次

官白川義則は、大正12年5月の地方長官会議で「軍需調査ニ関シ地方長官ニ要望スル件」を表明し、「国勢院廃止ノ結果此ノ重要ナル軍需調査及軍需工業ノ奨励業務ハ農商務省ノ主管ニ移サレ」たが、「元来軍需調査ノ結果ハ軍部ニ於ケル諸計画ノ基礎トモ成ルヘキモノタルコトヲ諒トセラレ」たしと軍需調査令の重要性を強調した。さらに、海軍次官井出謙治も、「大正八年末軍需調査令公布以来既ニ四回定時調査報告ヲ得」ているので地方長官に軍需調査の継続を要望した。

#### (4) 商工省（大正14年4月～昭和2年5月）

商工省は、農商務省から「軍需調査統計ニ関スル事務」の移管を受け、担当事務を置きその事務を担当させることを設立理由の一つとしていた。このため、商工省分課規程では工務局工業課の事務として「三、軍需調査統轄ニ関スル事項」、及び、「四、軍需工業ノ奨励ニ関スル事項」を条文化した。

商工省では、軍需調査表を商工行政に役立てるが、商工省の村瀬直養<sup>むらせ なおかい</sup>は、軍需調査表と商工行政の関係について次のように指摘する。

「軍需工業動員法でカードができたのではないのでしょうか。それだけは渡さぬというので、商工省に保存されたことがありました。行政組織の改革の問題で、そのときは非常に緻密なカードが来て、それが商工行政に非常に役立った」（前掲史談会速記録(二)、270頁）

#### (5) 陸海軍軍需工業動員協定委員会（大正12年）

「軍需工業動員法」は、軍需調査令に基づく調査統轄機関、及び、その総動員中央機関を土台にして推進される。前述したように、軍需調査令と軍需工業育成策は、国勢院から農商務省、商工省、そして、次の資源局へ引き継がれたが、もう一方の総動員中央機関は、国勢院の廃止後、次の資源局の設立迄空白期間を経るのである。この空白を埋めるべく、陸海軍は、大正12年に内閣に諮<sup>はか</sup>って陸海軍軍需工業動員協定委員会を設置し、狭い意味での軍需工業動員の統轄機関とした。この協定委員会は、軍需品の陸海軍間調整とその共管を目指し、「所要資源ノ要求、分配其ノ他ニ関シ相互関係事項ノ具体的協定」を行なうものであった。さらに陸軍は、陸軍内部の軍需品配分と国家資源の配分運用を目的とする「陸軍軍需工業動員中央計画面案」を作製した。この総動員中央案は、大正13年7月、陸軍大臣宇垣一成の決裁を得た。つまり、総動員中央案は、「軍部ノ為スヘキ事項、各省ニ要求スヘキ事項、軍部ト各省ト協力スヘキ事項、ニ関シ計画ヲ策定」する総動員中央機関の設置を意図した。その上で、「中央計画ハ工政課之ヲ起案」するのである。この陸軍の総動員中央計画面案は、実施に移されなかったが、資源局の設立とその後の暫定総動員期間計画の策定に大きな影響を与えた。

## (6) 資源局（昭和2年5月～昭和12年10月）松井春生

田中義一内閣は、昭和2年5月に総動員中央機関としての資源局を発足させた。

資源局は、内閣総理大臣の管理に属し、「人的及物的資源の統制運用計画ニ関スル事項ノ統轄」を担う総動員中央機関であった。このため、資源局は、国勢院と同様に、国家資源の調査に基づく平戦時の総動員計画の策定（企画課と調査課）と資源の培養助長（施設課）を二本柱とした。田中義一は、昭和2年7月に発足した資源審議会第一回総会の席上、資源局の役割について「有時の際における資源統制運用の準備計画」を進め、次に、「国民生活の安定を確保」することであると強調した。

軍需局、次いで国勢局が「軍需充足」を総動員計画の主要課題にしたのに対し、資源局は、国家総資源の需給関係対照表の作製を中心課題とした。

昭和4年12月に施行される資源調査法は、「人的及物的資源ノ調査」を行ない、これに基づき、「人的及物的資源ノ統制運用計画ノ設定」を資源局の業務とさせた。資源局は、3年間単位で総動員期間計画の策定を試みた。第一次暫定総動員期間計画は、昭和5、6、7年の準備期間を経て、8、9、10年度に適用された。資源調査は、(1)工場・事業場の人的・物的「資源ノ現況調査」、(2)工場・事業場の「戦時供給力調査」と陸海軍の「戦時需要額」調査、そして、(3)「国民生活ニ必要ナル最小限度ノ需要額」調査と各「省庁需要額調査」の3種類にわたって、内地、朝鮮、満州、台湾を対象に実施された。国家総資源の調査とその動員計画の緻密さと精確さは、応急総動員計画、そして、第二次総動員期間計画において頂点に達した。商工省の村瀬直養は、「資源局も初めはあまり発展しなかったけれども、しかし、軍需局よりは相当成果をあげておったと思います。総動員計画の基礎は実はできたのではないかと思います」（前掲史談会速記録(二)、271頁）と指摘する。資源局総務課長兼企画課長松井春生は、第二次総動員期間計画について「計画というよりも、大体本当に近い需要を出した」（前掲史談会速記録(-)、45頁）と明らかにする。第二次総動員期間計画は、赤い表紙から赤本と呼ばれたが、策定様式は、その後の企画院、軍需省の国家総動員計画の基礎となった。これについて商工省の正木千冬は、「赤本は実際問題としましては、数字はとも角として企画院時代になってから日本の終り迄の物動計画の様式を殆ど決したものです」と位置づけた。

松井春生は、総動員期間計画を策定する際、二つの独自の考えで臨んだ。第一は、資源と企画に対する考え方と、第二は総動員計画の運営方針である。

松井春生は、国家総資源論の立場にたって工業と軍需工業の区別を取り外した。つまり、「軍需工業という風に区切りをつけてしまわずに広い資源なり、産業、工業なりにしよう」と考えた。このことから、彼は、「凡そ日本の産業は、凡そ日本の資源は、場合によれば総動員ですから」と構想する。さらに平和官庁が総動員計画を資源の保育の立場から運用することが望ましいと考え、第二の総動員計画の運営方針とした。つまり、「軍事的勢力でない平和的な責任者がそれを動かすということ」が彼の願いであった。彼は、総動員中央機構と総動員計画が「軍人さんに吞まれ」て運営されることを一番恐れていた。

しかし、松井春生のこれら願いにも拘わらず、国家総動員法が第二次総動員期間計画を背景にして構想された。さらに、陸軍は、支那事変の拡大に伴ない、戦時体制への移行に取り組んだ。すなわち、「支那事変というものが起った訳なんです」「その時に陸軍では直ぐ本当の総動員計画というものを、内閣で各省共にやって貰いたいという要求があったのです」と、松井春生は陸軍の総動員体制への動きを指摘する。陸軍は、企画院を設立し、その主務ポストを陸海軍の軍人で占めんとした。彼は、資源局から企画院への移行における陸軍の目的とそれに反対する海軍、平和官庁の動きについて次のように指摘する。

「その当時調査局にはそう軍が入ってくることは出来ないような官制になっておった。そこが非常に重大なんです。そこを二つ一緒にしてしまう。いいかえれば資源局を廃しようという思想であった。そして殊にその、企画院では軍部の人々が相当に任用令をあれして何でもゆけるようなプランを立てて、これが一つ重大な点なんです。そうしておいて資源局を抱え入れようという案であった。私はそれに対して絶対の反対をした訳です。それから海軍次官も局長も、是非そうして貰いたい。我々は資源局の調査があれば結構なんだ。それ以上になっては困る。」(前掲史談会速記録(-), 49~50頁)

しかし支那事変が起こるや、陸軍は昭和12年「上海に三ヶ師団出兵してしまった」、その上で資源局と調査局とを合併させて、企画院を作り、「内閣の本当の実体を握るものが軍によって指導される」こととなり、企画院を掌握していくのであった。かくて、陸軍は、企画院を通して、経済へ直接的に介入する戦時体制を確立するのに成功するのであった。ここに、松井春生が言う「恐るべき大変なこと」(日中戦争へ)が現実化され、我が国の「軍財抱き合せ」論、つまり、軍国主義へのルールが敷かれるのであった。

### 3 総動員計画と資源の保育政策

政府は、大正7年の「軍需工業動員法」から昭和4年の「資源調査法」へと総動員計画を発展させた。昭和11年12月に完成した第二次総動員期間計画は、国家総動員計画の原型となり、その完成度と緻密さで頂点に達した。国家総動員計画への拡大は、その生産力基盤となる資源の配置を内地から帝国国土へ拡大させることとなる。第二次総動員期間計画の対象は、資源の依存地域として朝鮮、台湾、樺太、満州、北支にまたがっている。

総動員計画での最大の課題は、平時と戦時の供給力の差=ギャップを出来るだけ埋め、戦時の軍需品需要に対応し得る供給力を平時に維持し、且つ、それに見合った資源の保育に努めることである。戦線の拡大、殊に、満州事変から支那事変へ戦線の拡大と長期化とは、戦時軍需品の需要を日本国内の資源と産業の供給力だけで賄い切れなく、帝国経済圏の資源と産業の総動員を余儀なくさせている。ここに、資源の保育政策は、日満支のブロック経済圏、さらに、大東亜共栄圏への拡大を必然化させ、国家総動員計画の中心課題にさせるのである。総動員計画が大正7年の「軍需工業動員法」から昭和4年の「資源調査法」へ発展し、殊に、昭和11

年の第二次総動員計画へ発達する過程は、日満支ブロック経済圏の形成を不可欠とさせる資源の保育政策の倫理的帰結過程であった。

軍需局、国勢院、農商務省、商工省は、大正7年の「軍需工業動員法」及び大正8年の「軍需調査令」の主務官庁であり、且つ、その統轄機関でもあった。このため、これら諸官庁は、法の制定とその統轄事務から資源の保育政策を推進する担手となった。

「軍需工業動員法」は、全文22ヶ条から成るが、そのうち、資源の保育政策に関する条文は、第6条と第14条である。すなわち、

第6条の内容は、

「政府ハ戦時ニ際シ軍需品又ハ第二条第二号（工場、事業場一筆者）ノ原料若ハ燃料ノ譲渡、使用、消費、所持、移動若ハ輸出入ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」

である。

軍需工業動員法を起案した一人である歩兵少佐鈴木吉一の逐条説明に依れば、この第6条の目的は、「内地自給の見地から軍需品等をできる限り豊富に内地に保留し、各工場がその全力を発揮できるようにし、ひいては軍の需要に応じその供給を十分にできるように調節<sup>あんばい</sup>接排するにある」のであった。この第6条の説明から窺えるように、「軍需工業動員法」に貫かれる資源の保育政策は、「内地自給の見地」からの政策であり、「内地に保留」することを中心課題とするのであった。「内地自給の見地」に基づく資源の保育政策は、第14条の内地軍需品の自給自足主義を展開させるものとなる。その第14条の内容とは、

「政府ハ軍事上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第二条各号ニ掲ケル工場若ハ事業場ヲ有スル者又ハ前条ニ掲ケル者ニシテ一定ノ資格アルモノニ対シ予算ノ範囲内ニ於テ一定ノ利益ヲ保証シ又ハ奨励金ヲ下付スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ対シ軍需品ノ生産、修理若ハ貯蔵ヲ為サシメ又ハ軍事上必要ナル設備ヲナサシムルコトヲ得」るである。

この第14条は、民間の軍需工業を育成するため「補償金」「利益保証」「奨励金」等を交付することを明記しており、従来の陸軍工廠、海軍造船廠中心の軍需品生産から一步踏み出した総力戦構想に基づくのである。第14条に関する鈴木吉一の逐条説明は、「内地自給の見地から軍需産業を発達させ、また軍需品の内地存在量をなるべく多くする目的で規定されたもので、利益保証と奨励金下付によってこの目的を達しようとするためのものである」と、軍需品の内地自給自足主義を強調した。

#### (1) 軍需局の保育政策

「軍需工業動員法」の資源保育政策が6条の「内地自給の見地から軍需品等をできる限り豊富に内地に保留」することを中心政策としたが、これを具体化するのが14条の内地民間工場



での軍需品生産とその奨励策である。これら資源の保育政策は、軍需評議会の審議事項となり、ここで決定された民間の軍需工業奨励に関する事務は軍需局の第二課によって担当された。第二課長の藤井悌は、農商務省特許事務官であった。

内閣総理大臣寺内正毅は、軍需局の意義について大正7年6月5日の内閣訓令で、「殖産興業ノ誘掖奨励其ノ宜キヲ得テ総テノ工業能力ヲ増進シ所謂軍需品ノ自給自足ヲ図ルヲ以テ急務トス」る総力戦構想と民間での軍需工業育成にあることを強調した。これを受け、陸軍は、民間の軍需工業の育成と奨励を大正7年7月に軍需局に要請したが、その趣旨を要約すると、

「軍需品自給自足の見地に基づき、軍用機械材料、原料とその工業は、軍事上の必要により至急補助する必要があると認められるので、軍需局で然るべく詮議されたい。別紙大正八年度から実施すべき補助についての概要案を添えて照会に及ぶ。」（「陸軍軍需動員」(一)、79頁）

陸軍が軍需局に要請した軍需工業の育成に関する概要案は、(1)「大正八年度より実施スヘキ軍需品タル材料、原料補助」、(2)「大正八年より実施スヘキ軍用機械補助」、の二案であった。

第一次大戦で新兵器として飛行機、軍用自動車、タンク（戦車）、重火器類が大量使用され、国家総資源の動員である総力戦がヨーロッパ諸国で展開されたことは、前述したところである。陸海軍は、第一次大戦での総力戦構想の中心に航空機産業及び自動車産業を位置づけ、その育成を図ることを戦後経営の根幹とした点についても前に述べた。その際、総力戦構想は、「軍需工業動員法」の精神であったが、これは、資源の保育政策を不可欠とさせた。陸海軍が「軍需工業動員法」の目的とする工業動員の中心に据えたのは、軍需局に要請した二案の工業である。第一案を整理したのが次頁の図表-3である。

図表-3で陸軍が軍需品生産の材料、原料工業の育成を要請するが、これら素材は、主に航空機産業及び自動車産業の生産に使用されるものである。陸海軍は、民間の軍需工業の中心に航空機産業と自動車産業を位置づけたが、これら航空機産業と自動車産業は、高度な精密機械工業であり、且つ、総合工業であった。このため、陸海軍は、精密機械工業と素材産業の育成を緊急課題とした。しかも、「軍需工業動員法」は、6条、14条でこれら民間の軍需工業、殊にその中心である航空機産業と自動車産業を内地で自給生産させる資源の保育政策を明記し、その実現に全力を注いでいた。

当時、精密機械工業と素材産業は、我が国に於いてほとんど発達していず、大部分輸入することによって賄なわれていた。仲小路廉が臨時産業調査会で基礎工業の育成を戦後方針としたことは前に述べたところである。図表-3に示されているように、アルミニウムは、国内生産力「ナシ」であった。鋼球及鋼球軸承は「海外輸入品」だった。軟鉄は「国内ニ製造スルモノナキ」状況である。ニッケルも「国内ニ製造スルモノナキカ如シ」であった。光学硝子は国内生産力「ナシ」である。発条鋼の「原料ハ英国ヨリ輸入」した。マグネット鋼は、「未ダ満足スヘキモノヲ見ス」の状況である。これらアルミニウム、鋼球及鋼球軸承、軟鉄、ニッケル、光学硝

図表-3 「陸軍の重要産業育成策」（大正7年）

品 目	国 内 生 産 力	用 途
フリ 鉄 業 板	既ニ本品製造ノ企業者アルモ目下創設ノ時期ニ属ス	携帯灯、容器的ノ兵器、缶詰、薬剤容器等
「アルミニウム」	ナシ 但シ既ニ本品ノ製造設備ヲナセルモ作業ノ開始ニ至ラズシテ中止シアルモノアリト聞ク	飛行機、発動機、飯盒、水筒用等
光 学 硝 子	ナシ 製造ニツキ試験研究ヲ為ス者アルモ未タ良品ヲ製出スルニ至ラサルカ如シ	各種眼鏡、照準機用
研 磨 剤	上記ノ研磨布、研磨砥ノ製造者アルモ研磨剤ハ外国ノ供給ニ依ラサルヘカラサル現況	兵器製造上ニ於ケル研磨作業ニ使用ス
発 条 鋼	民間ニ於テ発条鋼ヲ製造スル者アルモ其ノ鋼質ハ陸軍所望ニ適セス 又良質ノ発条鋼ヲ圧延シテ販売スル者アルモ其ノ原料ハ英国ヨリ輸入スルモノノ如シ	蛇線発条用磨キ発条帯小銃弾倉発条、挿弾子発条用等
帯 鋸	国内ニ於テ製出スルモノハナキカ如シ	主トシテ木工帯鋸機
「マグネット」鋼	「マグネット」鋼トシテ製出スルモノニ、三アリト雖モ未タ満足スヘキモノヲ見ス 陸軍所望ノモノハ良好ナルモノヲ要スル	兵器タル電話機、飛行機、自動車発動機点火用、発電機用等
ボール 鋼球 及 鋼球軸承	近時民間ニ於テ鋼球軸承ヲ製出スルモノアルモ其ノ鋼球ハ海外輸入品タルカ如シ	飛行機、自動車発動機及飛行機体用
軟 鉄	国内ニ製造スルモノナキカ如シ 本品ハ陸軍所要額小ナルモ重要ナモノナリ 民間ニ於テ製造スル電気器具機械ハ兵器及軍需品製造設備ニ欠クヘカラサルモノ	兵器タル電氣的備品
「ニ ッ ケ ル」	国内ニ製造スルモノナキカ如シ 「ニッケル」鉱ハ帝国領土内ニ産セサルカ如キモ南洋ニ産地アルヲ以テ国内ニ製錬業ヲ起サシムルヲ可トセン	小銃実包被甲及兵器用白銅製造用
カード 装 クローズン 針 帯	国内ニ製造スルモノナキカ如シ	羊毛紡績用
空 中 窒 素 固 定	空中窒素ヲ固定シテ肥料ヲ製造シツツアルモノニ、三アリ又農商務省ニ於テ研究スルコトナリ	火薬爆薬硝化用
「カ ー ボ ン」	近時民間ニ於テ「カーボン」製造者アルモ未タ陸軍所望ノ如キ品質良好ナルモノナシ	「サーチライト」用、電話機用
絶 縁 塗 料	ワカ国ニ於テ未タ電気用絶縁塗料ノ優良ナルモノヲ製出セサルハ陸軍ノミナラス一般電気工業上憂慮スヘキコトナリトス 依ツテ之カ製出ヲ促スヲ要ス	軍用電気諸器具

出典)「陸軍軍需動員」(一), 80-83頁より作製

子、発条鋼、マグネット鋼等は、「用途」で飛行機、自動車、兵器の原料、材料とされている。

陸軍は、ほとんど輸入に依存するこれら鉄鋼、アルミニウム、ボールベアリング、特殊鋼、非鉄金属等の素材産業を「国内ニ製錬業ヲ起サシム」か「民間製出ヲ促進スル」かのいずれかを、軍需局に要請した。もう一方の素材産業は、空中窒素固定、カーボン、絶縁塗料であり、用途として「火薬爆薬硝化用」、「サーチライト」用、「軍用電気諸器具」等であった。

陸軍の第二案である「軍用機械」類は、第一案と密接な関係を有し、(1)小銃、機関銃、火砲の主兵器の製造に使用される工作機械、(2)弾丸、信管、爆管類の製造用工作機械の二種類から成っている。殊に民間の砲弾製造、兵器生産は、欧米と比べてかなり遅れ、しかも、その生産規模も小さく、幼稚であった。大正7年頃の日当り弾丸製造能力を見てみると、イギリスは

29万発、フランスは31万発、そして、イタリアは10万発であった。これらヨーロッパ諸国に対し、我が国での弾丸製造能力は、次の図表-4に示されているように、神戸製鋼所、川崎造船所、奥村電機、日本製鋼所（室蘭）、ガス電、その他合計して月産10万発であり、イタリアよりはるかに低い製造能力であった。民間の弾丸、兵器製造能力及び工場、造船廠の生産能力を高めることが、陸軍の第二案の軍用機械補助案の目的であった。

陸軍は、素材産業及び工作機械工業への補助の方法を「軍用自動車補助法」に準拠すべきであると軍需局に要請した。「軍用自動車補助法」が民間の自動車メーカーに製造補助金を交付して軍用自動車を製造させ、国産自動車産業の発達に大きな役割を果たしたことは既に述べたところである。

図表-4 「民間の弾丸製造能力—大正7年」

会社名	現時ニ於ケル製鋼力(年)	目下着手中ノ拡張完成後ノ製鋼能力	戦時利用シ得ヘキ弾丸製造力(月額)
神戸製鋼	三〇、〇〇〇屯	五〇、〇〇〇屯	十五榴破甲 二、五〇〇発 野砲破甲 一〇、〇〇〇ヶ 小口径弾擲出 四〇、〇〇〇ヶ
川崎造船	三〇、〇〇〇屯 ～ 四〇、〇〇〇屯	八〇、〇〇〇屯	
奥村電機			野砲弾 一〇、〇〇〇
日本製鋼所(室蘭) 京都以西の機械工業力			上記全部を合計して月一〇〇、〇〇〇発製造しえる。

出典)「陸軍軍需動員」(一)、84頁より作製

軍需局は、陸軍の要請する素材産業と工作機械工業への奨励、助成方法を検討したが、次の国勢院の継続審議事項とした。

## (2) 国勢院の保育政策

国勢院は、軍需局から陸軍の二案を引き継ぎ、資源の保育政策として検討に入った。その結果、国勢院第二部産業課が中心となって陸軍の二案を中心にして資源の保育政策をまとめ、大正10年度予算に計上した。第二部長原象一郎は、「大正一〇年度予算トシテ要求シタル軍需工業奨励費」を大蔵省に要求した。次の図表-5が国勢院の軍需工業奨励費の内訳である。

この図表-5に依れば、国勢院は、軍需工業の育成のため10ヶ年計画で、予算総額3,000万円で取り組むのであった。さらに、重点的に育成する産業は、工作機械、鋼球、飛行機用発動機、ディーゼル機関、光学硝子の5部門である。陸軍が大正7年に軍需局に要請した原料・材料部門は14部門であり、それに、第二案の工作機械部門で、計15部門であった。国勢院は、これら陸軍の15部門の要請を5部門に整理し、重要産業と位置づけたのである。

図表-5 「国勢院の軍需工業奨励費」

年 度	総 費 額	内 訳				
		工作機械	銅 球	飛行機用 発動機	ディーゼル 機関	光学硝子
大正 年度	円	円	円	円	円	円
10	1,241,517	221,550	60,000	371,100	390,000	198,867
11	2,654,631	738,500	60,000	900,150	455,000	500,981
12	3,470,083	738,500	60,000	1,951,200	455,000	265,383
13	3,556,200	812,350	60,000	2,228,850	455,000	—
14	3,166,750	812,350	—	2,354,400	—	—
15	3,582,650	960,050	—	2,622,600	—	—
16	2,561,375	774,375	—	1,787,000	—	—
17	2,845,725	904,725	—	1,941,000	—	—
18	2,977,800	1,032,500	—	1,945,300	—	—
19	3,157,575	1,160,275	—	1,997,300	—	—
20	877,625	877,625	—	—	—	—
合 計	30,091,931	9,032,800	240,000	18,098,900	1,755,000	965,231

出典)「陸軍軍需動員」(一), 86頁より作製

国勢院は、五大重要産業のうち工作機械、飛行機用発動機、ディーゼル機関の3部門に特に力を注いで育成しようとする。すなわち、飛行機用発動機は、予算の6割を占め、工作機械は、予算の3割、そして、ディーゼル機関は、6パーセントの割合である。陸軍が材料、原料の素材産業に重点を注ごうとしたのに対し、国勢院は、航空機産業、自動車産業、及び、工作機械工業そのものの育成に重点を置くのである。殊に、第一次大戦後、燃料節約と高速エンジン化が輸送機器部門、殊に、海軍の主力艦船、陸軍の戦車、軍用自動車の中心課題となり、ディーゼルエンジンを普及させたが、国勢院は、そのディーゼル機関を取り上げ、育成しようとした。国勢院は、軍需工業の中心に航空機、自動車、そして、工作機械工業を位置づけ、民間工業として奨励し、内地での自給生産を確立しようとする。工作機械製造奨励策は、航空機、自動車、工作機械工業の重点的育成について次のような奨励策であった。

「兵器工場で製造する砲弾製造に使用できる中型以上の工作機械、艦船製造に使用できる大型機械と銃砲、諸機関銃、飛行機、自動車等の精巧な兵器軍需品の製造に使用できる精密機械に対し、一〇ヵ年間左記の奨励金を交付するものとする」(「陸軍軍需動員」(一), 87頁)

国勢院は、大企業を育成し、これら軍需工業製品を製造させることを方針とした。例えば、銅球製造は「八分の三吋銅球一ヵ年一、二五〇万個以上を製造する能力を有する工場」を資格とするが、光学硝子製造は「従業員一〇〇人以上で、光学硝子年額一〇屯以上を製造する」条件であった。

しかし、国勢院は、行政整理のため大正11年10月に廃止され、資源の保育政策を次の農商

務省、そして、商工省に引き継いだ。

### (3) 商工省の保育政策

陸軍省整備局長松木直亮は、『国家総動員準備に就て』の中で国勢院廃止後の軍需工業の育成担当官庁について「国勢院廃止の結果、其の事務の一部たる軍需資源の調査及軍需工業奨励に関する事務は、時の農商務省に移管せられ、今や更に商工省に移された」と、述べ、商工省へ引継がれたことを明らかにしている。

商工省は、工業研究奨励金を交付して民間工業の育成を図った。商工省は軍需工業の奨励策と予算額において、さらに、奨励内容についても国勢院とはかなり異なり、いわば間接的な資源保育政策を採用した。

商工省の工業研究奨励の主要な分野とそのテーマは、次の図表-6で大正15年、図表-7で昭和2年について示される。

図表-6から窺えるように、大正15年度の工業研究奨励金交付は、計23件、予算22万円であった。主要な研究分野は、前に述べた大正7年の軍需局へ要請した陸軍の育成分野（第一案）とかなり重複させている。

大正7年の陸軍要請分野は次の産業部門である。

ブリキ板、アルミニウム、光学硝子、研磨剤、発条鋼、帯鋸、マグネット鋼、鋼球及鋼球軸受、軟鉄、ニッケル、装針帯、空中窒素固定、カーボン、絶縁塗料

これに対し大正15年の商工省の工業研究の主要分野は次の生産部門である。

鑄鋼製錨鎖、ダイギヤスチング型鑄法、航空機発動機用揮発器、航空機発動機用雲母製発火栓、リミットゲージ、金属材料試験機、写真乾板、印画紙、ガソリンノ採取法、光学硝子、毒瓦斯吸取

図表-6 「大正15年商工省の工業研究奨励金交付」

研究事項
鑄鋼製錨鎖
「ダイギヤスチング」型鑄法
航空機発動機用揮発器
航空機発動機用雲母製発火栓
「リミットゲージ」
金属材料試験機
写真乾板
印画紙
「ガソリン」ノ採取法
光学硝子
毒瓦斯吸取用活性炭素
発動機用排泄弁鋼及鑄鋼
「アルカリ」蓄電池

図表-7 「昭和2年陸軍省の軍需工業研究奨励部門」

品 目	緩急順序
鋼球ノ製造	第 一
磁器製点火栓ノ製造 光学硝子ノ製造	
特種鋼ノ製造(検査用具鋼用不錆鋼及合金鋼)	
特種軽合金ノ製造(エレクトロン)	第 二
航空写真用乾板及「フィルム」ノ製造	
「カーボランダム」 「アラランダム」ノ製造	
装針帯ノ製造	
医療用「ゴム」製器械ノ製造(ネラトシカテーテル, 胃管カテーテル, ゴムカテーテル, ゴムブ ジー等)	
「ゴム」代用物	
自動二輪車	

用活性炭素, 発動機用排泄弁鋼及鍍鋼, アルカリ蓄電池

商工省の工業研究奨励分野は、国勢院の育成分野と相似する航空機産業、自動車産業の量産化に必要な精密機械、発動機関係、蓄電池、及び化学工業（フィルム、硝子、ガソリン採取法、活性炭素）であった。

商工省と陸軍の研究分野の重複関係は、図表-7と図表-8に示される。図表-7は、陸軍省が商工省に対し研究奨励を要請した工業分野の品目とその緩急順序である。すなわち、鋼球、磁器製点火栓、光学硝子、特殊鋼（以上第一番）、特殊軽合金、航空用乾板及フィルム、カーボランダム、装針帯、医療品（以上第二番）、及び、ゴム代用物、自動二輪車（追加）の11品目が陸軍省の要望する研究分野であった。これに対し、商工省は、昭和2年度の工業研究奨励として33件を採択し、予算額27万円を計上し、大正15年の23件を上廻った。図表-8に依れば、商工省は、陸軍省の奨励工業品目のほとんどを対象とした上で、新しい工業品目の研究奨励をも取り上げている。そのうち注目すべき研究奨励品目は、ゲーゼル機関用気筒である。

陸軍が「軍事上特に研究奨励を希望する工業」は、航空機と自動車産業であった。つまり、<sup>ボール</sup>鋼球は、「国産ノ鋼球ニシテ来タ軍用ニ供シ得ルモノナシ」で主に、航空機、自動車部品である。磁器製点火栓は、「飛行機及自動車用トシテ重要且需要多オモ目下 殆 全部輸入品ヲ用ヒツツアル」状況である。特殊鋼は「検査用具鋼トシテハ未タ十分ナル性能ヲ具備スルモノヲ製造シ得サル」のである。特殊軽合金は「航空機及其ノ他兵器製造上必要」の品目である。

陸海軍は、軍需工業を重要産業として確立することを商工省の産業政策の課題として要請した。軍需工業の中でも、航空機、自動車、工作機械、金属、化学工業が重要視されるが、これら産業の育成は、昭和恐慌期に発足した国産振興委員会、商工審議会、経済審議会、産業審議会等での重要課題となった。昭和4年に、国産振興委員会は、商工省にアルミニウム工業、染

図表-8 「昭和2年商工省の工業研究奨励」

研究事項	申請者	研究事項	申請者
「アルミナセメント」	磐城セメント	高圧水管式汽缶	汽車製造
無鉛釉薬	駄知上絵附改善会	純鉄	日本電解
大豆「カゼイン」	日清製油	反射照明器	製鏡研究所
船底塗料	東亜ペイント	空中窒素固定用気筒	神戸製鋼所
ペンツアルデヒド	保土ヶ谷曹達	金属「タングステン」	日本冶金
合成法ニ依ル醋酸	日本合成化学	鑄鋼製鎖鎖	大阪製鎖所
「ナフテン」酸「グリセライト」	藤井化学	「アルパカ」	共同毛織(株)
電気絶縁材料	神崎川電機材料	「フェロモリブデナム」	大垣電気冶金
食塩電解用電極	東海電極	短波無線電信電話用真空管	東京電気
「ビスコース」紙	日本セロファン合名	「ナット」自動製作機	幸袋工作所
青化曹達	日本曹達	鑄鋼管	服部製作所
写真印画紙	小川写真化学	「アルミニウム」箔	東海船管(株)
電気絶縁仮漆	日本ペイント	鋼線 鋼撫線及鋼索	浅野小倉製鋼所
高感光度写真乾板	東洋乾板	陰極線「オッシログラフ」	横川電機製作所
耐酸珪瑯	日本エナメル	「ゲーゼル」機関用気筒	新潟鉄工所
樟脳油ヲ原料トスル香料原料	高砂香料	電熱線	日本電熱線
黄色血滯塩	川藤合名会社	出典)「陸軍軍需動員」(一), 359-367頁より作製	

料工業，空中窒素固定工業，自動車産業を育成し，その国産化することを要請した。この結果，自動車産業の国産化が商工省標準型式自動車に結実したことについては，前に述べたところである。

#### (4) 資源局の保育政策

松井春生が東京帝大教授小野塚喜平次の「資源論」の影響を受けて総動員準備設置機関，さらに資源局を発足させたが，その目的は，国家総資源を国利（国防）と民福とへの調和のある配分を行ない，と同時に，資源保育を図ることであった。甲冑を付けた国家総動員体制を主張する陸軍整備局の永田鐵山に対し，肺病患者を健康人に治す国家総資源の保育策を主張する松井春生であったが，この両者の対立が後に陸軍整備局を中心にする一連の「重要産業五年計画要綱」，さらに宮崎正義機関の「日満産業五ヵ年計画案」に帰結するのである。

松井春生は，資源の調査保育，つまり，資源の統制運用準備の立場から軍需工業動員法の改正に乗り出し，軍需工業とそれ以外の工業との区別を外す国家総資源論を展開した。次に，彼は，国家総動員計画，つまり，資源統制運用準備計画を3年毎に1回，9年間で3回に分けて作製することに取り組んだ。この計画の策定は，「民需というものを先に出してその幾%が軍需に廻し得られるか」を骨子とした。さらに，国家総資源の需給関係の算定が計画の中心課題となったが，国家の在立，繁栄の源泉の立場から，人的，物的，財務金融的，輸送，輸入的資源を「三年，三年，三年にフルに動かしたらどうかという計画」を総動員計画の中心とした。

松井春生を中心とする資源局が、資源の調査企画に重点を置き、資源の保育策を推進するが、一方、軍需工業動員法は、「内地自給の見地から軍需品等をできる限り豊富に内地に保留」する資源の保育政策を根本方針としていた。資源局もこの「軍需工業動員法」の資源保育政策を受け継ぎ、発展させんと努力する。これは、昭和5年3月、資源局長官宇佐美勝夫の陸軍省への「国家総動員上必要ナル資源ノ国内保有ニ関スル件」で確認される。つまり、「資源ノ国内保有ニ関スル制度ノ確立ハ特ニ我国ノ如キ国情ニ於テハ総動員準備制度トシテ緊要ナル事項」と位置づけられ、国内保有策が資源局の方針となった。総動員計画の枠組は、この資源の国内保有策を土台として組み立てられる。資源局の国内に保有される資源の問い合わせに対する陸軍省の5月の回答は、「軍事上ノ見地ニ基キ国内ニ保有スルヲ必要ト認メラルル資源ノ主ナル」ものとして次の種類を挙げた。

「鉄、鉛、亜鉛、アンチモン、錫、水銀、ニッケル、アルミニウム、<sup>マンガン</sup>、白金、タングステン、クローム、石油、石炭、馬、伝書鳩、キナ樹、ココ樹、羊毛、ゴム、毛皮」

これら資源はほとんど国内で埋蔵されていず、このため平時から輸入して貯蔵する「国内保有ニ関スル制度」が重要課題となった。昭和8年の「日本製鉄株式会社法」と9年の「石油業法」は、貯鋳、貯油を目的とし、総動員計画と関連した立法措置であった。

資源局長官宇佐美勝夫は、昭和6年4月に「昭和五年度ニ於ケル資源局事務ノ概況」の中で「資源ノ保育施設ニ関スル事務」について国内での資源保護制度の確立を重要課題として提案し、暫定（第一次）総動員期間計画の策定に入った。資源局は、昭和6年3月「期間計画綱領ノ設定」を行ない、その一八条で資源の国内保有策に立った国家総資源の需給対照表を作製することを各省庁に指示した。

第十条は

「補填計画作成ニ付テハ先ヅ国内補填ニ依ルベキモノト外国資源ノ利用ニ依ルベキモノトニ区分シ出来得ル限り国内補填ニ依ルコトヲ努ムルモノトス」

であった。

「出来得ル限り国内補填ニ依ル」総動員期間計画の策定は、暫定（第一次）総動員期間計画（6、7、8年）を特色づけた。だが、次の応急総動員計画（7、8年）は、満州事変へ、さらに、第二次総動員計画（9、10年）は、全面戦争を対象にし、或いは、その一部実施という形で作製されるため、資源の地理的動員計画は、国内の保有から日満支の保有資源へと拡大された。

応急総動員計画は、帝国の保有資源を動員する立場から国家総資源の需給対照表、戦時需給関係、国民生活の需給関係、配当計画、補填計画、管制計画の立案に入った。原料、材料のうち鉄鋼では、内地と外地の主要鋳山での増産計画を策定した。次の第二次総動員計画は、「昭



和一一，一二年度ニ於テ開戦ノ場合ニ適用スヘク計画」され，帝国の保有資源の動員を真正面から取り上げ，松井春生に依れば，「大体本当に近い需要を出した」のであった。

第二次総動員計画の策定での特色は，資源の保育策から見て二つの点にある。一つは，戦時需要額が供給力をはるかに上回ったため，その補填として輸入資源で賄なう方針を取り，「二四億円ないし三〇億円」の輸入資金とその輸入資源を計画の中心に据えたことと，二つ目は，日満支の資源を総動員して計画を以下のように策定したことである。

- (一) 輸入資金の大部分は，工作機械と資源の屑鉄，白金，マンガン，タングステン，モリブデン，アルミニウム，ニッケル，生ゴム，銑鉄，鉛，石油，ベンゾール，トリオール等に使用される計画であった。
- (二) 帝国資源の総動員計画が第三次総動員計画を特色づけ，暫定（第一次）総動員期間計画と相違するところとなった。この第二次総動員計画は日満支の資源動員として次のように策定された。

[A] 綿花：朝鮮，関東州の綿花栽培奨励

[B] 食糧：食糧は東亜自給体制を確立させ，殊に，戦時食糧供給圏を日，満と北支の範囲に限定する。

[C] 米：朝鮮への12ヵ年計画を中心にする増産要求は75万町歩の改良と耕地拡張を図り，台湾も作付転換で米の増産を行なう。日満支の米増産は約714万石の計画。

[D] 大麦：軍馬飼料用であるが，軍馬として徴用されるため大麦の大増産は内地と朝鮮とで70万町歩，計1,163万石の増収見積。

[E] 燕麦：150万～160万石の軍による現地取得の予定。

[F] 生肉：北支から輸入し，なお一部は軍の現地取得である。

[G] 食塩：これは東亜自給主義を確立し，朝鮮，台湾，関東州で工業塩の増産を行ない，さらに，満州と北支，殊に遼東，渤海，山東沿岸の塩田増産を図る。

[H] 鉄鋼：屑鉄の300万屯が輸入途絶により不足するので，鉄鋼一貫体制と採鉱法を確立させて対応する。このため，鉄鋼石が大量に必要とされるが，一部を輸入し，残りは日満支の鉱山開発で賄なう。

[I] 鉄鋼：鞍山と茂山の大規模な貧鉱処理設備の拡張と新設が予定される。

[J] 石炭：戦時第一年の300万屯，第二年550万屯を満・支・樺からの補填計画と増産予定で埋める。殊に，製鉄用コークス炭（粘結炭）は本溪湖，開平，樺太の土威炭田からの供給計画である。

[K] 石油：輸入石油は全体の47パーセントの予定。

以上，第二次総動員計画は，「資源ノ保育施設」として平時での貯蔵，輸入，代用，戦時での現地取得，徴用，転換等の経済的利用方法を組み合わせた上で，日満支の帝国経済圏から資源の動員を全面的に計画したものである。その際，戦争計画は2年が限度で，殊に，石油，船舶の不足で軍需品の生産を困難にさせるというものであった。陸軍整備局の歩兵少佐岡田菊三

郎は、兼資源局事務官として第二次総動員計画の策定に参画したが、「第二次期間計画は対北方（陸軍）、対南方（海軍）同時、全面作戦の設想で作業された。需給のアンバランスが起こったのは、そもそもの根本の想定がよくなかったからであったと思う」と、全面戦争の長期戦化に対応できないことを明らかにした。

第二次総動員計画は、我が国経済の弱体振りと脆弱性を明らかにした。それは、30億円の輸入資源によって資源の需要と供給の均衡を<sup>バランス</sup>かろうじて達成させていることについてである。国防資源の不足は、戦時の軍戦備を不十分にさせ、ひいては作戦計画と兵力展開を拘束し、戦争を左右することとなる。第二次総動員計画における国防資源の不足問題を重視した参謀本部は、その解消を図るため日滿支のブロック圏から東亜経済圏へ拡大せんとする。そこで、参謀本部は、陸軍省を通して資源局に、東亜経済圏の資源を動員した第三次動員計画（昭和13、14年）の策定を要請した。これは、昭和11年6月の「総動員第三次期間計算ニ於ケル陸軍需要額ノ算定基礎ニ関スル要望」と7月の「総動員第三次期間計画設定ノ為資源取得ヲ胸算シ得ヘキ範囲決定ニ関スル要望」に示される。後者は、「資源取得可能範囲」として其一案で日滿支を、其二案で南洋を、それぞれ次のように構想する。

「総動員第三次期間計画設定ニ方リテハ、其資源取得範囲ヲ左ノ如ク限定シ「其一」ニヨリ基礎計画ヲ立案シ「其二」ハ特別ノ場合トシテ附記スルコトトセラレ度

左記

其ノ一 基礎計画立案ノ為資源取得可能範囲

一 略々<sup>ホボ</sup>確實ニ取得シ得ル範囲

滿州国、北支那中河北省北部及察哈爾<sup>チヤハル</sup>省南部

二 確實ノ度劣ルモ概ネ取得可能ナル範囲右以外ノ支那、北樺太

其ノ二 状況特ニ有利ナル場合ニ於テ取得可能ナル範囲

南洋」（「陸軍軍需動員」（一）526～527頁）

国防資源の地理的範囲は、日滿支ブロック圏から東亜経済圏へ拡大されたが、これら資源取得範囲を基礎にした第三次総動員期間計画は、資源局の下で準備を進められた。しかし、12年7月に北京郊外の盧溝橋で演習中の日・中の兵士による銃撃戦について、支那事変が勃発した。そこで、政府は、日中戦争に対応するため総動員計画の一部実施を行った。

#### (5) 日滿支の資源保育政策

資源の保育策は、軍需局の「内地自給の見地」から資源局の東亜経済圏へ拡大され、滿州事変、支那事変を背景に変遷を辿り、我が国経済とその資源を超えて推進された。その結果、国防資源の範囲拡大は、資源の不足を解消せず、むしろ、資源獲得のため益々輸入に依存させ、我が国経済の弱体化と脆弱性を深めたのである。第二次総動員計画は、こうした国防資源の不足と同時に、工業動員の不十分さを明白にさせた。

軍需工業動員法は、資源の保育策として「内地自給の見地」を方針としたが、同様に軍需工

業を内地に限定し、その保護奨励を図ることをもう一つの柱としていた。軍需工業の「内地自給の見地」は、政府の基本方針として資源局にも一貫として貫かれるのである。殊に、第二次総動員期間計画での工場動員は、「国内全工場について直接軍需品を生産する工場とそうでない工場」を業種ごとに分類し、軍に配当予定工場を決定するのであり、内地の工業動員を中心に構想された。満州、朝鮮、北支では鉱工業の発達が発達であり、工場も不十分な発展しか示さない状況であった。このため、軍需品、機械、部品、工業製品、化学製品等は、日本からの移入とその供給を仰いだ。代って、満州、朝鮮、北支は、食糧、農産物、石炭、鉄鉱石、鉛等の原料、材料を日本へ移出又は輸出するモノカルチャー化を進めた。円元パーを通すこれら物資の日満支の間の交換は、国際的分業を形成させ、日本の工業基地と満・支の食料・原材料基地化に特化させる機能を果たしたのであった。この結果、満・支での工業動員と工場動員は、国内体制の整っていないことを背景に困難となり、ここに工業動員及び工場動員の不足問題を生じさせるのである。

歩兵大佐石原莞爾が昭和10年参謀本部第二（作戦課長）に就任し、第二次総動員計画を検討した。戦争計画の面から検討した結果、第一に、30億円の輸入に依存して資源の需給関係のバランスを達成する日本経済の弱体化と脆弱性、第二に、満州、朝鮮での産業基盤の未整備さと工場動員の不足等、に気づいた。彼は、前者の問題を「重要産業五ヶ年計画陸軍省案」、後者を宮崎正義機関の「日満産業五ヶ年計画案」として第二次総動員計画を発展させた。

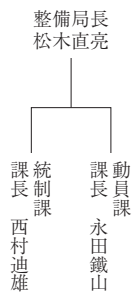
第二次総動員計画は、国防資源の不足問題、輸入依存の日本経済の弱体化、満州・朝鮮での産業基盤の未整理と工場動員の不足問題を明白にさせ、陸海軍及び政府にこれら問題点の解消を緊急課題とさせた。陸軍整備局は、国力、戦備力の拡充の立場から石原莞爾の指導の下にこれらの諸問題の解決に取り組むのであった。

#### 4 日満支の総力戦体制と国防国家強靱化政策

##### (1) 宇垣一成の軍縮と軍備近代化

陸軍整備局は大正15年9月に設立されたのであるが、その組織は、次の図表-9に示される。

図表-9 「陸軍整備局の組織」



出典)「陸軍軍需動員」(一), 243頁より作製

整備局長は、松木直亮、初代動員課長が永田鐵山、二代目課長は東条英機である。統制課長は西村迪雄が就任した。整備局は、動員課と統制課の二課から構成されている。動員課は、主に兵器局工政課から引継いだ「軍需工業ノ指導及補助ニ関スル事項」を担当し、陸軍軍需工業動員法と陸軍軍需工業動員計画の策定を主要業務とする。統制課は、「軍需品ノ整備」「調査」を担当する。前に述べたが、整備局の設立目的は、軍需工業動員法の戦時取用、管理と民間の軍需工業の育成を行なうことと、宇垣軍縮の目的とする軍戦備の機械化、近代化を推進すること、つまり、具体的には作戦資材整備永年計画を実施すること、等であった。

陸軍大臣田中義一は、第一次大戦の結果を踏まえ、軍隊編成と軍戦備の機械化を行ない、と同時に、軍備の整理、合理化を行なうことを制度委員会の委員長宇垣一成に命じた。宇垣一成は、大正13年3月に、所謂宇垣軍縮案を答申した。その答申は「国家窮乏ノ極ニ達セル今日ニ於テハ、到底所要資材ノ大部ヲ国庫ニ待ツヲ許サズ」の立場から、内地4個師団の廃止とその廃止予算額で新兵器の製造と新設部隊を導入するという内容であった。

軍戦備の新施設事項が30項目に及ぶが、その中心は、航空部隊、戦車隊、自動車学校新設である。すなわち、航空部隊拡張及び整備案は「飛行八中隊、気球二中隊増設」であり、戦車隊新設案は「教導一大隊新設」となり、そして、自動車学校新設案は「自動車隊廃止、教導一中隊を置く」内容である。

これを受け、陸軍大臣宇垣一成は、大正14年軍備整理要領で宇垣軍縮の実施と新設部隊の採用に踏み切った。つまり、「新設スルモノ」は、「第一戦車隊、高射砲第一連隊、飛行第七・第八連隊、台湾山砲兵大隊、陸軍通信学校、陸軍自動車学校」等である。ちなみに、戦車隊は、軽戦車（10トン以下）の（甲）大隊3と重戦車（20トン級）の（乙）大隊1の編成となった。さらに、大正14年陸軍戦時編成は「自動車隊を存置」したのである。

陸軍は、宇垣軍縮を契機に少数精鋭の機材化部隊の新設を中心にして軍編成を一新し、航空、戦車、自動車部隊を中心にする部隊編成を展開させた。これは、次の図表-10に示される。

図表-10は、大正11年から昭和9年までの陸軍動員計画の推移であるが、部隊数の最も増加したのは、航空大隊の3から17、兵站自動車中隊の4から77、戦車大隊のゼロから4への増加であった。

自動車中隊は大正14年の4から15年に30へ増大させ、戦車中隊を新設し、車両類に重点を注いだ。飛行大隊は大正14年の4から昭和3年の6へ、そして、独立飛行中隊は、大正14年の4から昭和3年に6へ部隊数を増加させた。陸軍が航空機と自動車産業の育成に乗り出すのは、満州事変にかけての軍戦備と部隊編成の航空、戦車、自動車を中心とする展開を背景としていたからである。このことは、陸軍整備局の軍需工業育成策に影響を与え、殊に、自動車産業の再編成と確立とに組みこませる要因となった。

整備局統制課は、昭和2年11月に昭和3年度陸軍軍需工業動員計画訓令を作製し、自動車産業を軍需工業の中心として育成する方針を出し、名古屋工廠での4トン自動車の製造を中止

図表-10 「陸軍動員計画の推移—大正11年～昭9年」

部隊区分		大 正						昭 和		
		11	12	13	14	15	16	3	9	
野	常設師団	19	19	19	15	17	17	17	17	
	特設師団	18	18	18	15	15	15	15	15	
	騎兵旅団	4	4	4	4	4	4	4	4	
	野戦重砲兵旅団	3	3	3	3	4	5	5	6	
	独立工兵大隊	10	10	10	7	14	14	14	12	
	航空大隊	3								
	飛行大隊		3	3	3	6	6	6	17	
	独立航空中隊	3								
	戦	独立飛行中隊		3	4	4	4	5	6	12
		気球隊	1							
気球大隊			1	1	1					
部	独立気球中隊					2	2	2	3	
	無線電信小隊	36	36	36	36	41	41	47	64	
隊	兵站自動車中隊				4	30	30	30	77	
	戦車大隊								4	
	独立戦車中隊					1	1	1		
	高射砲隊	(甲)					4	4	5	25
		(乙)						3	6	49
	その他の部隊				(筆者略)					
	野戦部隊	総人員	962,560	961,055	941,463	779,532	(資料欠)			948,827
総馬数		283,640	279,023	281,332	232,842	328,497				
攻城、守備、特種、留守部隊	人員	525,619	525,206	521,965	418,484	487,289				
	馬数	29,841	27,324	27,411	22,102	31,714				
全軍総数	総人員	1,488,179	1,486,361	1,463,428	1,198,016	1,436,116				
	総馬数	313,481	306,357	308,743	254,944	360,211				

出典)「陸軍軍戦備」104頁より作製

し、代りに小型化した貨物自動車を国産自動車メーカーに製造させ、軍用自動車補助法の積極的な活用に努めるのである。整備局の自動車政策は、この方針に基づき、戦車、牽引車、ヂーゼル車、軍用貨物自動車等の車両類を国産自動車産業での製造へ全面的に移行させるが、このことは、次の自動車政策の方針に示される。

「昭和二年度計画上名古屋工廠ニ対シ四屯自動車ノ製造ヲ命シアルモ工廠ハ自ラ之ヲ製造スルヨリモ民間注文ニ委スルヲ有利ト認メ民間工場ニ製造セシムル如ク計画シアリ、然ルニ民間ニ於テハ此種貨車ハ平時製作スルコト少ク経験乏シキヲ以テ予定期日ニ製造ヲ完了スルコト能ハス 竣工遅延ノ虞アルカ如シ 平時保護自動車ノ屯数ニ準シ更ニ之ヲ小屯数ノモノトセハ平時ノ需要品ト合致シ戦時容易ニ調達ノ目的ヲ達シ得ルモノトス」(「陸軍軍需動員」(一), 451頁)

図表-10 から窺えるように、陸軍は、昭和3年の自動車中隊30から9年に77へ急増させ、益々自動車の軍事利用を推進した。このため、民間の国産自動車の製造奨励だけでは間に合わず、一般自動車、殊に、フォード、シボレーを徴発し、自動車部隊に使用せんとし、徴発車の

整備，修理に取り組むのであった。

陸軍は，自動車政策として，第一に民間の自動車需要に合った小型貨物自動車を追加するため昭和3年軍用自動車補助法施行細則と保護自動車検査規程を改正した。次いで，一般自動車の徴発に対しては，昭和4年の自動車徴発事務細則を制定した。陸軍はその整備を行なうために自動車徴発又徴発自動車整備業務規程を施行した。

## (2) 石原莞爾の関東軍と産業5ヵ年計画

満州事変は，昭和6年9月18日に張竹霖の列車爆破で勃発したが，この時の関東軍は，第2師団の10,400名，独立守備隊の6大隊5,000名，計15,400名の編成であった。関東軍は，朝鮮の第20師団の混成第39旅団の奉天到着後，ハルビンからチチハルへ一挙に侵出した。さらに，関東軍は，東三省を総攻撃すべく，混成第8旅団（第10師団），混成1個旅団，重爆撃1個中隊の増援を受けた。昭和8年の熱河作戦には，関東軍の指揮下に，第6師団，第8師団，第10師団，混成14旅団（第7師団），騎兵集団，自動車部隊の約5ヶ師団5万人を動員させた。満州国建国2年後の昭和9年に関東軍は，第3師団，第16師団，独立混成第1旅団（機械化部隊），第7師団，騎兵集団，第一独立守備隊，第三独立守備隊を指揮下に置いた。さらに，対支作戦が第7軍（3個師団），第8軍（2個師団），第9軍（3個師団），そして，第10軍（2個師団）の計10師団で構想される昭和12年に，満州での関東軍の兵力は5個師団，2個混成旅団，騎兵旅団3個，独立守備隊3個，飛行機230機を擁して8万人に膨れ上がった。これに支那駐屯軍の2個師団が加わり，支那事変はカウント・ダウンの時を迎えていたのである。

こうした満州事変から支那事変への拡大は，満州，朝鮮，台湾，北支に膨大な兵力と軍戦備を固定化させ，総力戦の一部実施へ移行させるのであった。陸軍は，昭和8年に時局兵備改善案を立案し，関東軍の戦備を機械化するのに重点を置いた。すなわち，「航空，自動車，戦車，重砲，鉄道，通信」等の軍戦備が，予算3億5,000万円で昭和8，9，10年の3ヶ年で装備される計画であった。さらに，総力戦の一部実施として，陸軍は昭和8年5月陸軍軍需工業動員計画から陸軍軍需動員計画令へ移行し，資源局に満州事変に対応する総動員計画の策定を要請し，応急総動員期間計画を作製させたのである。これについては前に触れたところである。

満州事変の拡大に伴う軍戦備充実案が陸海軍で検討され，帝国国防方針を巡って論争を深めることになったが，これは，広義国防論として展開される。陸軍軍務局は，昭和9年「国防国策の大綱案」，9月に「国防の本義と其の強化の提唱」を発表した。

広義国防論は軍戦備充実案に影響を与えた。これは，昭和11年6月3日の「帝国国防方針，帝国国防ニ要スル兵力，帝国軍ノ用兵綱領」改訂にて具体化した。

## (3) 日支事変と帝国国防方針

第四次国防方針は，戦時軍戦備として陸軍の場合，師団50箇と航空兵力140中隊，海軍は，

戦時編成として主力艦 12 隻，航空母艦 10 隻，巡洋艦 28 隻とした。大正 12 年の第三次案の師団 40 箇と比べて昭和 12 年の四次案は師団 50 箇と航空兵力 140 中隊と大幅な軍備充実案である。現実には昭和 11 年では平時師団 17 個，航空兵力 54 中隊であった。この兵力数が，第一次 5 ヶ年計画案で戦時師団 41 個，航空兵力 142 中隊へ増員されたのである。つまり，師団は 17 個から 41 個へ 24 個の増設（2.4 倍），航空兵力は 54 から 142 へ 88 の増設（2.6 倍）へ，平均 2.5 倍の増設であった。わずか 6 ヶ年で 2.5 倍の兵力量と軍備力を増加することは，国家総資源を軍需工業へ総動員させる総力戦体制を取ることを余儀なくさせることであった。これは，「陸軍軍備充実六ヶ年計画」，及び，「第三次海軍軍備補充計画」の実施となり，昭和 12 年から 17 年までに達成を予定されることになった。陸軍は，昭和 11 年 12 月に「軍備充実計画ノ大綱」を発表し，軍戦備を航空，戦車，自動車へ一新することを方針とした。この軍備増強は，大綱の新設部隊の設置と師団編成の再編成に見出される。新設部隊は，独立速射砲隊，自動車牽引 15 榴連隊，装甲作業機ヲ装備セル独立工兵連隊，台湾工作隊，防空気球隊，装甲列車隊等であり，牽引車，装甲作業機を中心とする特殊軍用自動車の応用に重点を置いている。平時師団編成の再編成は，重火器類と自動車隊の組み合わせを中心に行なわれたのである。師団は，師団司令部，歩兵団司令部（歩兵 3 連隊，騎兵 1 連隊），砲兵司令部（野砲兵 1 連隊，工兵 1 連隊，通信 1 隊，輜重兵 1 連隊）の 3 司令部から構成されている。そのうち輜重兵 1 連隊は輓馬 1 中隊と自動車 1 中隊とで編成されるが，前線部隊に新しく自動車中隊を配置したことは，師団の機械化と機動性を重視する方針を示している。朝鮮師団は「砲兵連隊ハ三大隊，工兵連隊ハ二中隊，輜重兵連隊ハ輓馬一中隊，自動車一中隊トスル他，概ネ内地師団ニ同シ」であり，ここでも自動車 1 中隊を師団編成の一つとする。満州師団も昭和 12 年から 17 年迄 2 戦車，自動車隊を新設することに最重点課題としている。つまり，「在満師団八十箇トシ，又師団ノ増加ニ伴ヒ戦車，山砲，野戦重砲，高射砲，工兵，鉄道，電信，自動車等ノ軍直屬部隊ヲ増設シ」と，重火器類と戦車，自動車を中心とする新編成を重視する。戦備局動員班長岡田菊三郎は，昭和 12 年 6 月「軍需品製造工業五年計画要綱」を策定し，予算 4 億円で日滿に航空機，自動車産業を確立させんと計画した。航空機，自動車等の軍需品製造工業は，原料，材料，部品を中心とする鉄鋼，石炭，工作機械，金属，化学工業等の重要産業を産業基盤にして大量生産体制を確立することを求めるのであり，これら重要産業の育成策は整備局総動員班長澤本理吉郎の起案した「重要産業五年計画要綱陸軍案」によって補完されることとなる。

陸軍は，軍需品製造工業の産業基盤を確立することを緊急課題として，政府，商工省，さらに，企画庁に要請するのであった。

#### （4）「軍需品製造工業五ヶ年計画」と国防国家強靱化政策

この計画案は，支那事変以後の戦時体制，つまり，高度国防国家の建設を目指す経済新体制の骨子を先取りする陸軍案であり，総力戦構想と総力戦体制を具体化することを内容としている。

る。計画案の内容と問題点は次の3点に要約される。

(一) 生産力拡充策の立場から資本主義経済体制に計画経済と統制経済とを導入し、体制の再編成と国防国家強靱化を行なう。

(二) 第四次国防方針は生産力拡充案の立場から国家総資源の需給関係対照表、つまり、現在の産業連関表を算出し、2.5倍の投入・産出額を軍需工業及び重要産業の生産目標とさせる。この生産目標を達成できない場合には、生産力の補填を行なうために平和産業を軍需工業へ転換させる。軍需工業へ転換される産業部門は、次頁の図表-11に示される。

次頁の図表-11の軍需工業平時生産転換標準表に依れば、主要な転換部門は、金属、機械器具、化学工場で、兵器、火薬、素材、部品、鉄鋼等の軍需品生産を行なわせる。

(三) 資本主義経済体制は、計画経済、統制経済及び、産業転換を通して総力戦体制へ再編成される。その上で、これら民間工場、重要産業は、軍の監督官制度を通して軍の指揮下に組み込まれる。軍の監督官制度は、資本主義企業の目的を「利潤配当」から「生産割当」の達成へ移行させ、「軍需動員能力ノ実質的強化」を果す。このため、監督官制度は、「利潤配当ニ統制ヲ加へ」、企業収益を設備投資へ投下させ、「旧式設備ヲ改善シ新鋭設備ヲ増強セシム」るべく「企業ヲ指導ス」るのである。陸海軍は、監督官制度を通して民間工場を直接に掌握し、軍需品生産へ動員させ、経済への介入を行ない、所謂戦時体制（=高度国防国家）を確立させる。その際、軍の監督官制度は、民間工場の生産力拡充策から所有と「経営」とを分離させ、「経営」に生産責任を果すことを命じるのである。

#### (5) 日満支経済圏の形成と東亜国防国家論

大綱の掲げる第二番の課題は、軍需品製造工業を大陸へ移し、日満支経済圏の自給自足体制を確立させることである。これは、第一に「官宮造兵機関ノ新設」と移転、第二に「満州産業五ヶ年計画」等によって果される。大陸での軍需品製造工業と満州産業開発とは、本格的軍戦備充実を具体化させ、総合国策と「帝国経済ノ運営ヲ合理的ニ展開セシメ」、さらに、「国防力ノ根基確立」すなわち、国防国家の東亜体制への発展に帰結させようとするのである。

大陸、殊に「南満及北鮮ニ重点ヲ置」く工業地帯建設には、「飛行機 兵器 自動車等ノ軍需品製造工業部門」を中心にし、これら部門に「必要ナル部品、素材」を製造する重要産業と「各種機械器具工業」「ノ勃興ヲ促」すことを課題とする。

昭和16年迄に達成される目途として、これら日満一体とした工業地帯の建設結果については、

(1)飛行機工業では昭和12年の陸軍航空745機、海軍航空600機の計1,345機を年産10,000機へ7倍拡充する、(2)武器弾薬工業では武器を4倍、弾薬を7倍へ増産する、(3)戦車工業は、年産1,580台の約2倍半へ拡充する、(4)自動車工業は年10万台の製造とする。そのうち、満州の生産割当は、飛行機年3,000機、戦車は月産30台から50台へ、自動車は、年産1万台である。



図表-11 「昭和12年陸軍省軍需品製造工業五年計画要綱における戦時生産への転換計画」

軍 需 工 業 平 戦 時 生 産 転 換 標 準 表			
	平 時 生 産 業 種	戦時生産転換種目	
金 属 工 場	金属精錬(材料品ヲ含ム)	兵器等ノ原料材料	
	軽 合 金	飛行機材料	
	鑄 物	手榴弾, 戦車履板器材, 飛行機, 自動車等ノ材料及部品	
	鋼 管	弾丸弾体, 爆弾々体	
	製 鋳	鉄帽, 防楯ソノ他兵器部品	
	ソノ他ノ各種金属製品	武器部品, 戦車部品, 弾丸部品	
機 械 器 具 工 場	兵器(航空機ヲ含ム)	同上	
	原 動 機		
	蒸 汽 缶		
	絶 縁 電 線 及 電 膜		
	電 気 通 信 機 械		
	電 池		
	探 鉱 選 鉱 及 精 鍊 機 械	弾丸旋造, 信管, 武器部品	
	紡 織 機 械		
	工 作 機 械	同上, 武器部品	
	窯 業 用 機 械	弾丸旋造	
	農 業 用 機 械	弾丸旋造, 木工器材	
	製 紙 機 械	火薬製造機械	
	化 学 工 業 用 機 械		
	昇 降 機	鋼鋳, 兵器	
	起 重 機	同上 武器部品	
	唧	同上 動力機	
	度 量 衡 器	同上 検査具	
	計 器	同上 火具部品 信管	
	時 計	信管 火具部品	
	試験検定及學術用機械	同上 検査具	
	医 療 器 械	同上	
	測 量 及 製 図 器 械	同上 眼鏡類	
	光 学 機 械 器 具	光学兵器	
	眼 鏡	同上	
	照 明 用 機 械 器 具	同上 探照灯	
	車 輛	軍用機関車, 武器部品, 戦車組立, 弾丸旋造	
	造 船	造 船 部 門	船舶艦装製缶, 軍用海運資材
		造 機 部 門	武器部品, 弾丸旋造
	船 具	同上	
	自 動 車 部 品	同上 戦車部品	
	同 組 立	同上	
	化 学 工 場	製 薬	同上
硫 安		火薬爆薬原料	
ソ ー ダ 及 晒 粉		防腐剤	
染 料 及 中 間 物		火薬原料	
塗 料 及 顔 料		同上 火薬原料	
石 鹼 及 化 粧 品		爆薬原料	
精 綿		火薬原料	
礦 油		同上	
植 物 油 脂			
ゴ ム 製 品		防毒被服, 自動車飛行機兵器ノ各部品	
パ ル プ		同上	
製 紙			
セ ル ロ イ ト		火薬爆薬原料	
人 絹			

出典「陸軍軍需動員」(1), 572~574頁より作製

飛行機、兵器、自動車産業が日満一体の軍需品製造工業として位置づけられることは、満州、朝鮮、支那大陸へ資本、技術、労働を移転させ、本格的な大陸経営へ乗り出させることを意味する。

自動車産業を巡って鮎川義介の日本産業と三菱重工とが満州への進出をかけて対立し、さらに、自動車製造事業法の適用を巡って三菱、日産、トヨタ、いすゞとが対立を深めるのである。

戦時体制期には大陸経営を担当する自動車産業は、日産が満州へ、トヨタが支那へ、そして、いすゞが朝鮮へ進出し、自動車生産を開始する。こうした陸軍の大陸政策の推移と自動車産業を軍需工業の中心へ位置づけることを背景にして自動車製造事業法と日産、トヨタとが生み出されるのである。国産自動車産業の確立は、アメリカのビッグ・スリーを排除するためにだけでなく、大陸政策の中心に自動車産業を据えなければならない陸軍整備局による軍戦備構想の進展とその具体化とを背景にして国策として推進されることになるのである。今や、東亜共栄圏構想は東亜国防国家強靱化政策の中心課題となる。

#### （6）自動車産業の航空機工業への転換問題

第四次国防方針が兵力、軍備で約 2.5 倍の拡充案を策定したが、このために軍需工業も昭和 12 年と比べ 2.5 倍以上の拡充を余儀なくされるのである。しかも、大綱は、軍戦備の編成を航空機、戦車、自動車部隊を中心に一新する内容であったため、これら新しい軍需品生産を具体化し、軍戦備充実を施行するために「軍需品製造工業五年計画要綱」が策定された。この要綱の第三番目の特色は、自動車産業の特異性に注目している点である。要綱案は、「飛行機工業ノ拡充ニ関シテハ最大ノ努力ヲ傾注シ急速且飛躍的ニ之ヲ指導」シ、「無敵航空兵力建設ヲ目標トスル」のである。飛行機工業が昭和 16 年の戦時生産能力 10 万機に達しない場合、自動車産業を飛行機工業へ転換させてこれら飛行機生産の不足を埋める方法が構想されるのである。つまり、自動車「工業ノ戦時能力ノ相当部分ヲ以テ飛行機ノ戦時生産ニ協力セシメ」る転換問題として提起される。自動車産業の飛行機エンジンの製造能力とその転換とが、飛行機工業の発達にとって不可欠であると位置づけられるが、これは、自動車産業を事業法の対象にして、国策として育成させる要因となり、商工省と陸軍整備局との間での自動車産業の評価と位置づけの相違となって現われるのである。この 5 ヶ年計画要綱では、飛行機工業の増産は、「自動車工業ノ利用」によって達成されることになるのである。つまり、初年度の平時生産機数は、12,076 機であるが、増産機数は 12,866 機で、自動車工業は 790 機（28.3%）の割当生産となる。一機の航空発動機は自動車エンジンに換算すると 20 台に当たる。これら 790 機の航空発動機（機体に対して発動機 1.5）2,831（× 20）台は自動車エンジンに換算すると 56,620 台となる。すなわち、「自動車工業戦時年度第一年少クモ一五万台（平時一〇万台）及外ニ小型車、自動貨物車、二輪車ノ相当数ニ達スル能力中ヨリ五万七千台ノ能力ヲ分割スルコトハ可能ナリ」と判断するが、これは、自動車工業の生産能力の約 40 パーセントに当たる。

初年度で自動車工業の約 40 パーセントが飛行機発動機生産へ転換されるなら、5 年目では、自動車工業のほとんどを飛行機エンジンの生産へ転換させる計画となる。

(7) 「民間工場培養要綱」と軍需生産要請

陸軍整備局は、第四次国防方針に対応する本格的軍備充実案として「軍需品製造工業五年計画要綱」を作製したころ、陸軍兵器局も、軍需品生産を工廠から民間工場へ移し、民間工場をフルに軍需動員するための「民間工業培養要綱」を立案した。

この要綱は、「昭和一二年度以降六ヶ年間ノ兵器整備ニ当リ」「民間工場ヲ培養ス」ることを目的とする。兵器局が監督する「民間工場ノ培養ハ戦時利用予定工場ニシテ戦力ニ最モ関係アル鉄器、火砲、光学兵器、戦車、自動車、通信器材及弾丸ニ焦点ヲ置ク」のである。平時において兵器局が継続的に軍需品を発注し、その育成の対象となる民間工場は、大企業の能率経営の「資本確実ニシテ技術優秀ナル会社」の工場である。兵器局は、「昭和一六年度以降六ヶ年間ノ作業量ノ大要ヲ民間工場」に発注し、「設備ノ増強新設」を行なわせる。主要兵器の6年間の発注額は、次の図表-12 に示される。

図表-12 「陸軍省主要兵器工場の造兵廠と民間工場生産推移」(単位 1,000円及個)

区分 年度別	装 甲 車 類					戦 車 類						牽 引 車				乗用自動車・自動貨車			
	造兵廠	京浜 地方	阪神 地方	中国 地方	計 千円	造兵廠	京浜 地方	阪神 地方	中国 地方	満洲	計 千円	造兵廠	京浜 地方	阪神 地方	計 個	京浜 地方	中国 及 阪神 地方	満洲	計 千円
12	160	2,206	39	458	2,863	713	3,142	957	632	0	5,444	12	173	0	185	6,900	1,340	2,900	11,140
13	193	1,121	39	421	1,774	1,814	4,361	1,268	1,420	2,600	11,463	25	162	20	207	7,300	2,100	3,600	13,000
14	193	1,644	38	452	2,327	1,892	4,432	1,268	1,560	3,000	12,152	25	237	40	302	7,300	2,100	3,600	13,000
15	193	1,655	38	341	2,227	1,786	4,007	1,154	1,330	2,500	10,777	20	186	35	241	7,600	2,100	4,000	13,700
16	129	1,449	39	321	1,938	1,714	4,723	1,393	1,354	2,600	11,784	20	100	35	155	4,600	2,100	3,600	10,300
17	96	2,460	39	241	2,836	1,560	2,978	1,098	1,024	2,000	8,660	20	170	35	225	4,560	1,500	3,000	9,060

区分 年度別	小 銃					軽 機 関 銃				重 機 関 銃					野 山 砲				
	造兵廠	京浜 地方	満洲	阪神及 中国 地方	計 個	造兵廠	京浜 地方	満洲	計 個	造兵廠	京浜 地方	阪神及 中国 地方	満洲	計 個	造兵廠	京浜 地方	阪神 地方	満洲	計 個
12	48,000	3,000	9,000	2,000	62,000	900	400	200	1,500	850	1,000	100	100	2,050	115	25	35	15	190
13	60,000	6,000	10,000	5,000	81,000	1,900	400	200	2,500	1,000	1,100	200	200	2,500	120	25	35	25	205
14	60,000	10,000	10,000	10,000	90,000	800	400	200	1,400	1,000	1,300	200	300	2,800	130	25	35	30	220
15	60,000	10,000	10,000	10,000	90,000	900	400	200	1,500	1,000	1,200	200	300	2,700	130	25	35	32	222
16	50,000	10,000	15,000	15,000	90,000	200	400	200	800	950	1,000	200	300	2,450	150	25	35	32	242
17	50,000	10,000	15,000	15,000	90,000	100	400	200	700	800	1,000	200	300	2,300	20	12	16	10	58

出典)「陸軍軍需動員」(1), 586~587頁より作製

この図表-12 で窺えることは第一に兵器生産は、工廠から民間工場への割合を漸次拡大させている点である。このため「陸軍造兵廠ノ作業量ハ」「基幹工員ヲ維持スルニ必要ナル最小限度ニ止メ」て、代りに、「民間工場ノ兵器整備能力ヲ拡充ス」る。第二に、火器類では、工廠の生産割合が高い点である。昭和 12 年での火器類に占める工廠の割合を見ると、小銃は 77

パーセント、軽機関銃は 60 パーセント、重機関銃は 41 パーセント、そして、野山砲は 60 パーセントである。これに対して車輛類では、民間工場の生産占有率が 9 割前後である。つまり、民間工場の生産割合は装甲車類で 94 パーセント、戦車類で 87 パーセント、牽引車で 94 パーセント、乗用自動車・自動貨車類で 100 パーセントである。

火器類は陸軍工廠、車輛類は民間工場という軍需品生産の分業関係を確立させているが、これは、第一に軍用自動車補助法の成果であり、第二に、昭和 2 年以降の整備局による国産自動車工業の育成政策と自動車政策の成果である。図表-12 で注目すべきは、乗用自動車・自動貨車類の 100 パーセント民間工場の生産である。これは、昭和 11 年の自動車製造事業法の許可会社トヨタと日産及びビッグスリーの生産額であると思われる。「民間工場培養要綱」を背景にして、国産 3 社は、装甲車類、戦車類、牽引車類、4 トントラック、六輪トラック等の特殊軍用トラックの生産へ特化し、陸軍整備局、兵器局、及び、商工省の自動車政策により合同への道を歩むことを予定されるのである。

#### (8) 重要産業 5 年計画要綱陸軍案の国防国家強靱化政策

第四次国防方針は、陸軍に本格的軍備充実案に取り組み、軍需品生産の拡充と大陸への移転が「軍需品製造工業五年計画」と「民間工場培養要綱」の主要な課題となったが、これについては、既に前に述べたところである。これら 5 年計画と要綱は、いずれも軍需品の生産力拡充策を主眼とした。このため、陸軍省は、軍需品生産へ原料、材料、部品を供給する重要産業の拡充を図らなければ、本格的軍備充実案を達成できないと認識した。そこで陸軍省は、軍需品製造工業の産業基盤、とりわけ重要産業の確立とその生産力拡充策を図るため、ソ連で第一次 5 ヶ年計画を研究した砲兵少佐澤本理吉郎に「重要産業五年計画陸軍案」を立案させ、第四次国防方針を実施させようとした。澤本理吉郎は、「重要産業五年計画」を実現するために資本主義経済機構を「配当利益」の目的のために「保護・助成・補助・補償等ノ政策ヲ」通して「生産能力」の「画期的拡大」を実現することへ「改編」させんとする。資本主義経済機構と企業は、重要産業の 5 ヶ年生産計画の実現に向けて「管理統制ノ作用」を受ける。計画経済と統制経済が資本主義経済機構と企業の運営の枢軸と化すことが、産業基盤を確立させ、殊に重要産業の生産力拡充策を実現させるのに不可欠となるのである。澤本理吉郎は、ソ連の 5 ヶ年計画の手法を資本主義経済機構と企業を軍需品生産へ動員させる「革新政策」と位置づける。

昭和 12 年から 16 年にかけての 5 ヶ年計画は、二つの目的を実現させようとするものであった。第一は、「日満及北支ニ於テ重要資源ヲ自給シ得ルニ至ラシムル」、第二は、「平時国力ノ飛躍的發展ヲ図リ東亜指導ノ実力ヲ確立ス」ることである。軍需品製造工業と重要産業が大陸へ進出し、日満支一体の経済圏を形成することがこの 5 ヶ年計画の目的である。これは、次の図表-13 に示される。

図表-13 「昭和12年陸軍省重要産業五年計画(12~16年)要綱」

製品別	単位	生産振興目標			保有量拡充目標			摘 要
		合計	日	満	合計	日	満	
飛行機	機	(10,000)	(7,000)	(3,000)	民間機 2,000			
自動車	千台	100	90	10	300	260	40	1 自動車ニハ小型自動車及「トラクター」ヲ含マス 2 乗用車, 自動貨車ノ比ハ概ネ半々トス
工作機械	千台	50	45	5				
鉄	鋼材	1,000 (1,300)	700 (900)	300 (400)				日本ノ不足ハ満洲ヨリ輸入ス
	銑鉄	1,150 (1,550)	750 (1,000)	400 (550)				
鋼	鉄鉱石	2,250	1,050	1,200	貯鉱 800			日本ノ不足約450万屯ハ中, 南支南洋及濠洲方面等ヨリ輸入ス尚北支ノ資源ノ利用ニ努メ右納入量ヲ減少セシム
液体燃料	揮発油	330	190	140	現制ノ義務貯油	同左	同左	
	アルコール	50	45	5				揮発油ニ混用スルモノトス但シ「ベンゾール」ハ平時ノミ
	ベンゾール	20	14	6				
	重油	235	135	100				満洲ノ100万軒ハ頁岩油トス
石炭	万屯	11,000	7,200	3,800				満洲ノ約100万屯ハ日本ヘ輸入ス
アルミニウム	千屯	100	70	30				
マグネシウム	千屯	9	6	3				
船舶	万屯	(93)	(86)	(7)	700	680	20	船舶ニハ千屯以下及船齡25年以上ノモノヲ含マス
電力	万キロワット	(1,257)	(1,117)	(140)				
鉄道車輛	輛				2,200 52,700	1,000 30,000	1,200 22,700	1 本欄ハ要増加量ヲ示ス 2 満欄ニハ朝鮮ノ分ヲ含ム
備考	1 一般機械ノ年生産量ハ大略27億円ニ達セシムルヲ目標トス 2 兵器ハ本表外トス 3 日満ノ配分ハ本表ノ如ク予定スト雖調査ノ進行ニ伴ヒ適地適業ノ主義ニ則リ適宜修正スルモノトス 4 生産振興目標欄中括弧ヲ附セル数字ハ設備能力ヲ示スモノトス							

出典)「陸軍軍需動員」(1), 592頁より作製

この図表-13は、年生産目標として飛行機1万機、自動車10万台を掲げている。この生産目標は、前に述べた「軍需品製造工業五年計画」案と同じであり、両者は相互補完の関係にあることを示す。つまり、「軍需品製造工業五年計画」の冒頭は、「本要綱ハ重要産業五年計画要綱ト相並ヒテ戦時充実ノ二大眼目ヲ為ス」と強調する。

重要産業は、図表-13に示されている飛行機、自動車、工作機械、鉄鋼、液体燃料(石油)、石炭、アルミニウム、マグネシウム、造船、電力、鉄道車両等の11部門である。これら重要産業の奨励振興策が答申されているが、そのうち自動車産業の振興策を取り上げてみると、次の内容である。

「三 自動車

- 1 軍機械化ノ趨勢ニ順応スル如ク自動車生産工業ヲ発達セシメ且自動車保有量ヲ増加セシムルノ方策ヲ講ス 而シテ軍ノ戦時需要及一般ノ実用的需要ニ応スル為 施策ノ対象ハ之ヲ一屯積以上ノ貨物自動車ニ指向ス
- 2 生産振興目標 一屯積以上ノ自動車ノ製造能力日本平時約九万台トシ満洲約一万台トス
- 3 軍用ニ堪フヘキ貨物自動車ノ保有力ヲ少クモ十五万台ニ達セシム
- 4 道路ノ改良ヲ促進スルト共ニ交通運輸機関ヲ統制シ自動車ノ普及ヲ図ル
- 5 国産車ニ対シ積極的ニ減免税ヲ行フ
- 6 自動車ノ型式規格ヲ統制ス
- 7 満洲ニ於テ現地ニ適スル車輛構造ノ研究ヲ進メ要スレハ日本ニ於ケル大衆車ノ構造ヲ強化ス
- 8 「ジーゼル」機関ノ採用助長ニ就テハ燃料問題ト相関聯シテ研究ヲ進メ特ニ満洲ニ於テハ之カ急速ナル実現ヲ期ス」

（「陸軍軍需動員」(一), 594 頁)

この自動車振興策は、「施策ノ対象ハ之ヲ一屯積以上ノ貨物自動車」、つまり、「大衆車」と指定する。さらに、この一屯トラックの「大衆車」は、「戦時需要及一般ノ実用的需要ニ応スル」車種であり、また、満洲の輸送・軍需に使用すべく「大衆車ノ構造ヲ強化」するのである。「軍需品製造工業五年計画」での自動車振興策は、「自動車工業ノ拡充ニ関シテハ自動車製造事業法ノ運用ニ期待シ且軍用自動車補助法ヲ活用ス」る内容である。自動車製造事業法がこれら「重要産業五年計画要綱」と「軍需品製造工業五年計画」の中心に位置づけられているが、これは、陸軍整備局、兵器局、及び、商工省の立案精神からきている。

「重要産業五年計画要綱」は、「実行方策ノ基本ニ関スル事項ハ企画庁ヲシテ之ニ当タラシメ」、と同時に「商工省等ニ対シ説明ヲ行」い、国策として「企画庁ニ於ケル審義研究ノ」課題とさせる考えである。したがって、陸軍次官梅津美治郎は、昭和12年6月17日に企画庁次長に、この要綱の立法化と具体化を要請した。その後、企画庁は、14年1月「生産力拡充計画要綱」を策定し、陸軍の要請に応じた。自動車を中心とする機械化部隊編成と航空機部隊編成は大東亜戦争、さらに太平洋戦争への中心的軍戦備となり、近代的国防国家強靱化政策の中心を成すのである。こうした近代的国防国家強靱化政策を背景にして東条英機は1941年12月8日真珠湾攻撃で第二次世界大戦に踏み切る決意をするのである。